平成２４年度　地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱

上川総合振興局長

第１　趣旨

平成24年度地域づくり総合交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づき、地域づくり総合交付金における地域づくり推進事業の交付に関し、必要な事項を定める。

第２　交付対象者

制度要綱第２の表の２の(1)ただし書に規定する一般事業におけるソフト系事業の交付対象者は、次により取り扱うものとする。

(1) 市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合において、制度要綱第６の１の表の適用は市町村として取り扱うことができる。

(2) 総合振興局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。

(3) 前２号のほか、個別事業における交付対象者の特例については、別紙１に定めるところによる。

第３　交付対象事業

１　一般事業

制度要綱第３に規定する交付金の交付対象となる事業は、別紙１のとおりとする。

なお、交付対象事業の取扱いは、次のとおりとする。

(1) ハード系事業

ア　交付対象事業の１件の取扱いについては、次による。

(ｱ) 建築物等のように個別の施設として明確なものについては、それぞれ１件とする。

(ｲ) その性格上、数種類の施設を一括して整備する必要のある事業（例えば、海水浴場施設として、監視塔、駐車場、脱衣場、便所等の施設を一括して整備する場合）については、それらをまとめて１件とする。

(ｳ) 市町村の総合計画等に基づき、一体的に整備する複数の施設整備事業は、それらをまとめて１件とみなすことができる。

なお、一体的とは、計画に基づき、計画的・一体的に実施されるとともに、予算上も一体的に取り扱われているものをいう。

イ　付帯設備については、博物館の展示工事、図書館の書架、体育館の固定式運動器具等本体工事とともに施工する、その施設の利用目的に沿うものは交付対象とすることができる。

ウ　改修事業については、既存施設の増築や改築において、新しい機能を附加し、あるいは、構造を大きく変えるものは対象とする。ただし､単なる床、壁等の張替え、施設内の照明施設の取替え等、維持補修程度の事業は対象としない。

なお、改修事業に伴う設備整備事業(施設本体に直接設置(固定)されるものに限る。)についても対象とすることができる。

エ　次の表の左欄に掲げる事業については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる事業については対象とすることができる。

対象外事業	例外的に対象とすることができる事業
(ｱ) 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業	a　国庫補助等対象部分と対象外部分を明確に区分できる事業（当該対象外部分を交付対象とする。） b　文化財保存整備事業（「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」の別表で規定する文化財保存整備に係る各補助要項で定める国庫補助を受けて行う事業） c　埋蔵文化財緊急発掘調査事業（「埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項」又は「埋蔵文化財保存活用整

	備事業費国庫補助要項」で定める国庫補助を受けて行う事業）
(ｲ) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第37条に規定する公営企業等独立採算を原則とする事業	a　地域医療対策事業 b　過疎対策等のために行う施設整備事業（スキーリフト、宿泊研修施設等）のうち、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設の整備事業 c　新エネルギー等開発利用施設整備事業のうち、経営に伴う収入をもって設置に要する経費を賄うことが極めて困難であると認められる事業 d　産業活性化支援施設整備事業
(ｳ) 維持補修事業	a　施設整備を完了した翌年から起算して 10 年以上が経過しており、地域住民が幅広く利用する施設で、当該実施要綱別記第１号様式中の「施設の長寿命化に資する維持管理計画」に沿って、予防的に実施される事業（単体で独立した機能を持つ機械の修繕を除く。） b　予防的修繕事業に伴う設備整備事業（施設本体に直接設置（固定）されるものに限る。） c　医師用住宅整備事業における既存施設の補修事業 d　移住促進施設整備事業における既存施設の補修事業
(ｴ) 他の団体等に補助する事業	市町村が補助する次に掲げる事業 a　文化財保存整備事業 b　移住促進施設整備事業 c　テレビ難視聴解消施設整備事業 d　複数の市町村が共同で設置する施設整備事業に係る構成市町村の負担金事業 e　農業振興施設等整備事業 f　産業活性化支援施設整備事業
(ｵ) 公共用地先行取得事業	－
(ｶ) 庁舎等の公用施設や交付金の趣旨に合致しない普通財産の整備事業	－
(ｷ) その他総合振興局長が不適当と認める事業	－

オ　その他、個別事業における対象事業の特例については、別紙１に定めるところによる。

(2) ソフト系事業

ア　対象事業の内容は、次のとおりとする。

(ｱ) イベント開催事業

(ｲ) 広報普及事業

(ｳ) 人材育成事業

(ｴ) 調査研究事業

(ｵ) 計画策定事業（事業主体が市町村の場合は、複数の市町村が共同で実施する事業に限る。）

(ｶ) 総合振興局長が特に必要と認める事業

イ　次の表の左欄に掲げる事業については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる事業については対象とすることができる。

対象外事業	例外的に対象とすることができる事業
(ｱ) 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業	―
(ｲ) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第37条に規定する公営企業等独立採算を原則とする事業	―
(ｳ) 専ら団体構成員のみを対象とする事業	公益性が高いと認められる事業（視察、研修・大会の開催、サークル活動などを除く。）
(ｴ) 事業主体の経費負担のない事業	参加負担金や入場料等の収入については、事業主体の経費負担（自己財源）とみなすことができ、これに該当する事業
(ｵ) 専ら事業主体の維持運営を目的とする事業	―
(ｶ) 他の団体等に補助する事業	市町村が補助する道北連携地域政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進に資する公共的な事業
(ｷ) 営利を目的とする事業	―
(ｸ) 施設の維持管理を目的とする事業	―
(ｹ) 生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業	―
(ｺ) その他総合振興局長が不適当と認める事業	―

ウ　その他、個別事業における対象事業の特例については、別紙１に定めるところによる。

２　福祉振興・介護保険基盤整備事業

市町村における地域の実情や住民のニーズに対応して、福祉のまちづくりの促進、在宅の高齢者・障がい者（児）の社会参加や自立支援、子どもの健全育成促進、高齢者等の冬の生活支援及び介護保険制度下における介護サービス基盤の整備に関する福祉施策の推進を奨励することを目的として取り組まれる別紙２に定める事業（市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、一部事務組合及び広域連合が実施する事業並びに市町村が別紙２に定める実施主体に助成する事業）を交付の対象とする。

ただし、国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付の対象外とする。

３　地域産業基盤整備事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な地域産業基盤整備事業のうち、次の事業を交付の対象とする。ただし、国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業は、原則として交付の対象外とし、事業の詳細については別紙３に定める。

(1) 小規模土地改良事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な整備を機動的に行い、農用地や農業用施設の高度利用や集落環境の保全を図り、豊かで特色ある農村づくりを推進することを目的として実施する事業

(2) 小規模林道整備事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な林道（経営林道）や支派線路網（生産林道）の整備、生活環境や保健休養施設の整備、林道周辺環境の整備を行うことで、林業の

振興と山村地域の活性化を図ることを目的として実施する事業

(3) 小規模治山事業

国庫補助事業等の採択基準に満たない荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事を行うことで、国土の保全、民生の安定に資することを目的として実施する事業

４　エゾシカ緊急対策事業

交付対象事業は別紙４に定める事業とする。

第４　交付対象経費

１　一般事業

制度要綱第４に定める交付対象事業に要する経費のうち、次の表の左欄に掲げる経費については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる経費については対象とすることができる。

(1) ハード系事業

対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
ア　事務費、調査費及び設計監督費	地盤調査及び設計監督の外部委託費
イ　施設撤去費	第３の１の(1)のウで対象とする改修事業に関連して必然的に発生し、整備する施設の工事に直接関わる経費
ウ　造成費（整地費を含む。）及び用地取得費	グランド又は公園等の整備事業において、事業の本体的な部分となっている造成費
エ　備品購入費	(ｱ) 医療機器、テレビ難視聴解消施設の送受信機器、農業振興施設等整備事業及び間伐材利用施設整備事業で購入する備品であって、単価が20万円以上のもの (ｲ) 備品単体で独立した機能を持ち相当程度の事業効果が発揮できるもので、備品単体でも地域活性化事業債等の対象となるもの
オ　その他総合振興局長が不適当と認める経費	－

(2) ソフト系事業

対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
ア　賃金(事務補助に係るもの)及び職員費	―
イ　食糧費	―
ウ　備品購入費	事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められる場合（当該事業の交付対象経費の５分の１を限度とする。）
エ　用地取得費	―
オ　工事請負費	事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合（既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものを除く。）
カ　その他総合振興局長が不適当と認める経費	―

(3) 前２号のほか、個別事業における対象経費の特例については、別紙１に定めるところによる。

２　福祉振興・介護保険基盤整備事業

交付対象経費は、別紙２に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費については交付対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する経費

(2) 既存施設の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費

(3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費

(4) その他整備費として適当と認められない経費

３　地域産業基盤整備事業

交付対象経費は、別紙３に定める経費とする。

４　エゾシカ緊急対策事業

交付対象経費は、別紙４に定める経費とする。

第５　交付金の限度額

１　一般事業

制度要綱第６の１の表の(2)のアに規定する交付金の限度額の特例は、次のとおりとする。

(1) ハード系事業

ア　第３の１の(1)のウに定める改修事業及び第３の１の(1)のエの表の(ｳ)に定める予防的修繕事業については、下限額を250万円とする。

イ　次の事業については、別紙１に定める限度額を適用する。

(ｱ) 文化財保存整備事業

(ｲ) 埋蔵文化財緊急発掘調査事業

(ｳ) 医師用住宅整備事業

(ｴ) 移住促進施設整備事業

(ｵ) 消防施設整備事業

(ｶ) 合併市町村まちづくり推進事業

(ｷ) 権限移譲推進事業

(2) ソフト系事業

ア　第３の１の(2)のイの表の(ｶ)に定める市町村が他の団体に補助する事業における限度額については、制度要綱第６の１の表の(2)のアの(ｲ)における総合振興局長が適当と認める者の規定を準用する。

イ　権限移譲推進事業については、別紙１に定める限度額を適用する。

２　福祉振興・介護保険基盤整備事業

制度要綱第６の１の表の(2)のイに定める下限額は、別紙２に定める事業ごとに算出された額の合計額とする。

３　地域産業基盤整備事業

制度要綱第６の１の表の(2)のウに規定する交付金の限度額の特例は、次のとおりとする。

小規模林道整備事業については、事業の区分ごとに別紙３に定める限度額とする。

４　エゾシカ緊急対策事業

制度要綱第６の１の表の(2)のエに定める上限額は、別紙４に定める額とする。

第６　交付金額の算定

１　一般事業

(1) ハード系事業

ア　交付税措置のある地方債を利用する事業については、当該地方債を満度に充当したとみなして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて交付金額を算出するものとする。ただし、過疎対策事業債又は辺地対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲以内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする。

イ　第３の１の(1)のエの表の(ｴ)に掲げる市町村が他の団体等に補助する事業については、事業実施主体が行う事業に要する経費をもって交付対象経費を算出し、交付金額を算定するものとし、そのうち、同表のａ、ｂ、ｃ及びｆに掲げる事業については別紙１によるものとする。

ウ　交付対象事業に対する寄付金など、特定財源として扱う寄付金等がある場合には、交付対象経費から当該寄付金等の額を控除して交付金額を算定するものとする。

(2) ソフト系事業

ア　第３の１の(2)のイの表の(ｴ)の右欄に掲げる事業における参加負担金や入場料等の収入については、その全額を事業主体の経費負担（自己財源）として算定するものとする。

イ　アに掲げる事業主体の経費負担(自己財源)が交付対象経費に２分の１を乗じて得た額を上回る場合には、交付対象経費から事業主体の経費負担(自己財源)を控除した額を限度(その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。)として、交付金額を算定するものとする。

ウ　第３の１の(2)のイの表の(ｶ)に掲げる市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

エ　過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業についても同様とする。)。

(3) 前２号のほか、交付金額の算定における対象経費の特例については、別紙１に定めるところによる。

２　福祉振興・介護保険基盤整備事業

交付金額の算定に当たっては、別紙２において事業区分ごとに定める交付対象経費の実支出額と交付基準額を比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額（市町村が助成する事業については、その助成額）とを比較して少ない方の額に交付率を乗じて算出する。ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　エゾシカ緊急対策事業

交付金額の算定は、別紙４に定めるところによるものとする。

第７　事業計画に添付する関係書類

制度要綱第８の１及び２に規定する関係書類は、次のとおりとする。

１　一般事業

(1) ハード系事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第１号様式）

(2) ソフト系事業
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第２号様式）

２　福祉振興・介護保険基盤整備事業
別紙２のとおり

３　地域産業基盤整備事業
別紙３のとおり

４　エゾシカ緊急対策事業
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第２号様式）

第８　交付申請及び交付決定等

制度要綱第９の１に規定する関係書類は、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年４月１日付け局総第303号副出納長通達）に定める「補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等」の告示（以下「事業告示」という。）で示すものとする。

第９　交付の条件

制度要綱第 10 に規定する交付条件については、次のとおりとする。

１　地域づくり推進事業における交付対象経費の額及び配分の変更

(1) 交付対象事業を構成する各事業の交付対象経費の額を変更する場合
制度要綱第 10 の１の(1)に定める交付対象経費の額の変更については、当該交付対象経費の増減額が 20 パーセント未満の変更の場合に限り、総合振興局長の承認を不要とする。

(2) 交付対象事業を構成する各事業間の交付対象経費の配分を変更する場合
制度要綱第 10 の１の(1)に定める交付対象経費の配分変更については、各構成事業における交付対象経費の増減額が 20 パーセント未満の変更の場合に限り、総合振興局長の承認を不要とする。

２　一般事業・エゾシカ緊急対策事業に付す条件

(1) 制度要綱第 10 の１の(2)に定める事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、総合振興局長の承認を不要とする。

(2) 制度要綱第 10 の１の(5)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

ア　交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、総合振興局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過した場合はこの限りではない。

イ　アの本文に定める承認を受けようとするときは、別記第３号様式により総合振興局長に申請しなければならない。

ウ　交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設又は設備（以下「施設等」という。）を処分しようとするときは、処分前に別記第４号様式により総合振興局長に報告しなければならない。

エ　交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合においては、ケに定める財産処分納付金の全部又は一部を道に納付させることがある。ただし、次に掲げる財産処分の場合は、この限りではない。

(ｱ) 地方公共団体が行う財産処分

a　道路の拡張整備等の所有者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）（相当の補償を得ている場合を除く。）

b　交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

c　災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等

d　交付対象事業の完了の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等

e　その他総合振興局長が、財産処分納付金の納付の必要がないと特に認める場合

(ｲ) 地方公共団体以外の者が行う財産処分

a　交付対象事業の完了の年の翌年から起算して 10 年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は道所管の補助金等の対象となる事業など、総合振興局長が個別に認める事業を実施するために、転用（所有者の変更を伴わない目的外使用。以下同じ。）、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等を行う場合

b　交付対象事業の完了の年の翌年から起算して 10 年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合

c　道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ている場合を除く。）

d　災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等

e　交付対象事業の完了の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

オ　ウに定める報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は、エのただし書の規定は適用しないことがある。

カ　地方公共団体以外の者が行う財産処分（財産処分納付金を納付した場合を除く）で、処分後の財産について再処分を行う場合は、耐用年数を経過していない当該財産については、第９の２の（2）に定める各規定に基づき同様の手続を行うものとする。この場合、交付目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者が当該手続を行うものとする。

キ　担保に供する処分については、総合振興局長が適当であると認めた場合に限り、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金の納付を行うことを条件として承認するものとする。

ク　キに定める承認に際しては、申請者に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の財産処分納付金の納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

ケ　財産処分納付金の額

(ｱ) 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に、交付対象経費に対する交付金額の割合を乗じて得た額（財産処分納付金額の上限額は、処分する施設等に係る交付金額とする。）。ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。）に比して著しく低価である場合には、評価額とする。

(ｲ) 上記(ｱ)以外の場合

残存年数納付金額（処分する施設等に係る交付金額に、耐用年数に対する残存年数（耐用年数から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（耐用年数内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。）。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際の財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合の算定方法によるものとする。

コ　第３の１の(2)に定める交付対象事業（一般事業のソフト系事業）の実施により生じる 50 万円未満の財産処分については、アの規定にかかわらず、総合振興局長の承認があったものとして取り扱うものとする。

サ　コに定める財産処分によって収入があった場合、エの本文の規定は適用しないものとする。

(3) 制度要綱第10の１の(7)に定める交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

３　福祉振興・介護保険基盤整備事業に付す条件

(1) 制度要綱第 10 の１の(2)に定める事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、総合振興局長の承認を不要とする。

(2) 制度要綱第10の１の(5)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した別紙２に定める財産については、総合振興局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

(3) 制度要綱第10の１の(7)に定める交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

(4) 制度要綱第10の２に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。

交付対象事業が建設工事である場合は、契約手続については、地方公共団体が行う公共工事の取扱いに準じなければならない。

また、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

４　地域産業基盤整備事業に付す条件

(1) 小規模土地改良事業

ア　制度要綱第10の１の(2)に定める事業内容の変更については、次の場合に限り、総合振興局長の承認を不要とする。

(ｱ) 工種別の事業量の30パーセントを超えない変更の場合

(ｲ) 事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める工事雑費の割合が3.5パーセントを超えない変更の場合

イ　制度要綱第10の１の(5)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

(ｱ) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した別紙３に定める財産については、総合振興局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

(ｲ) 交付対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を総合振興局長に報告し、その承認を受けなければならない。

ウ　制度要綱第10の１の(7)に定める交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

エ　制度要綱第10の２に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。

(ｱ) 交付対象事業に係る建設工事を請負により施行しようとする場合は、特に随意契約を必要とするものを除き、一般競争入札又は指名競争入札の方法によらなければならない。

(ｲ) 交付対象事業に着手したときは、速やかに別紙３に定める事業着手届を総合振興局長に提出しなければならない。

(2) 小規模林道整備事業

ア　制度要綱第10の１の(2)に定める事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（当該事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、総合振興局長の承認を不要とする。

イ　制度要綱第10の１の(5)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。

(ｱ) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した別紙３に定める財産については、総合振興局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

(ｲ) 交付金交付の年度の翌年度から起算して８年以内に、当該林道、施設の全部若しくは一部を転用若しくは用途変更しようとするとき、又は交付目的を達成することが困難と思慮するときは、あらかじめ総合振興局長の承認又は認定を受けなければならな

い。
(ｳ) 交付事業者は、交付対象事業により開設又は整備した林道又は施設について、交付金を交付した年度の翌年度から起算して８年経過後に、転用又は用途変更をしたときは、総合振興局長に報告するものとする。
ウ　制度要綱第10の１の(7)に定める交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。
エ　制度要綱第10の２に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。
交付対象事業に着手したときは、速やかに別紙３に定める事業着手届を総合振興局長に提出しなければならない。
(3) 小規模治山事業
ア　制度要綱第10の１の(2)に定める事業内容の変更については、次の場合に限り、総合振興局長の承認を不要とする。
(ｱ) 事業費の内訳に係る交付対象経費の減額の場合
(ｲ) 事業費の内訳に係る交付対象経費の増額が、変更前の交付対象経費の額の30パーセントを超えない増額の場合
(ｳ) 事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める工事雑費の割合が1.5パーセントを超えない変更の場合
(ｴ) 事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める事務雑費の割合が３パーセントを超えない変更の場合
イ　制度要綱第10の１の(5)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。
交付対象事業により取得し、又は効用の増加した別紙３に定める財産については、総合振興局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して 10 年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。
ウ　制度要綱第10の１の(7)に定める交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。
エ　制度要綱第10の２に定める個別事業の特例は、次のとおりとする。
(ｱ) 交付対象事業に着手したときは、速やかに別紙３に定める事業着手届を総合振興局長・振興局長に提出しなければならない。
(ｲ) 交付対象事業により実施した工事目的物の見やすい場所に別紙３に定める標識を設置しなければならない。

第10　交付事業遂行状況報告

総合振興局長は、交付事業の適正な執行を図るため必要があるときは、交付事業者に対して、次の様式により総合振興局長が別に定める日までに当該交付事業の遂行状況に関して報告を求め、又は当該職員に調査をさせるものとする。
(1) 一般事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業及びエゾシカ緊急対策事業
事業遂行状況報告書（別記第５号様式）
(2) 地域産業基盤整備事業
ア　小規模土地改良事業
事業遂行状況報告書（別記第６号様式）
イ　その他
事業遂行状況報告書（別記第７号様式）

第11　実績報告

制度要綱第13に規定する関係書類は、事業告示で示すものとする。

第12　その他の取扱い

１　各事業区分における共通事項

総合振興局長は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書

等で明らかにするものとする。

２　一般事業

(1) 継続事業

ア　ハード系事業

事業期間が複数年度に及ぶ事業（以下「継続事業」という。）については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。

イ　ソフト系事業

継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。

ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。

ウ　その他、個別事業における対象事業の特例については、別紙１に定めるところによる。

(2) 個別事業における特例

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第８条第１項の規定による財政再生計画を同法第９条第１項の規定により議会の議決を経て定め、その財政再生計画が同法10条第３項の規定による総務大臣の同意を得た市町村（以下「財政再生団体」という。）が実施する知事が特に必要と認める事業については、第２から第６までの規定にかかわらず、別紙１のとおりとする。

(3) 交付対象事業の採択

優先的に採択する事業及び採択の優先度が低い事業については、別紙１のとおりとし、これに基づき審査を行った上で交付対象事業の採択を行うものとする。

なお、交付事業の採否の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立て状況等財政状況についても考慮するものとする。

(4) 財政再生団体の取扱い

総合振興局長は、知事が特に必要と認める事業を行う財政再生団体から関係書類が提出された場合には、その写しを速やかに知事に送付し、知事は交付事業の内容を審査の上、適当と認めた場合には、速やかに総合振興局長に通知するものとする。

また、通知を受けた総合振興局長は、必要な事務処理を行うものとする。

(5) 工事完成届

総合振興局長は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該総合振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

なお、ハード系事業のうち新エネルギー等開発利用施設整備事業に係る地熱天然ガスボーリング探査については、必要に応じ地方独立行政法人北海道立総合研究機構の立会いのもとに作成した検査調書の写しを添付して提出させるものとする。

(6) 事業完了後の効果検証

ア　農業振興施設等整備事業又は産業活性化支援施設整備事業のうち、いずれかの事業区分で事業採択され、各構成事業につき 3,000 万円以上の道交付金を受け、これを他の団体等に補助した交付事業者は、交付金の交付を受けた年度の翌年度以降３年間、各年度の終了後３ヶ月以内に、事業効果報告書（別記第８号様式）を総合振興局長に提出しなければならない（継続事業で複数年度に渡り交付金を交付された場合は、最終交付年度の翌年度以降３年間とする。）。

イ　総合振興局長は、アで提出のあった事業効果報告書の内容について、交付事業の効果の確保を図るため必要があるときは、交付事業者又は間接補助事業者に対し調査等を実施し、助言、指導等を行うものとする。

３　福祉振興・介護保険基盤整備事業

(1) 継続事業

継続事業の取扱いについては、次のとおりとする。

ア　交付対象経費は、事業期間内の各年度の交付対象経費を合算するものとし、交付金交付額は、第６の２により算定するものとする。

イ　交付基準額は、別紙２に定める額とする。このうち、交付基準額総額に占める各年度の割合は、交付対象経費総額に占める当該年度の割合に等しくなるよう算定するものとする。

(2) 工事完成届

総合振興局長は、交付規則第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該総合振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

４　地域産業基盤整備事業

(1) 工事完成届

総合振興局長は、交付規則第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該総合振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

(2) その他

各交付対象事業における個別的特例については、別紙３のとおりとする。

５　エゾシカ緊急対策事業

別紙４の２の(13)により交付対象経費の特例を認める場合には、事業の目的、内容、効果等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

平成２４年度　地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）
実施要綱　別紙１

第１　一般事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第2,第3の1,第4の1,第5の1,第6の1関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>対象事業</th><th>特例的扱い</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１

社会福祉事業</td><td rowspan="2">ハード</td><td>(1) 高齢者福祉施設整備事業
(2) 心身障害者福祉施設整備事業
(3) 婦人又は児童福祉施設整備事業</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　福祉振興・介護保険基盤整備事業で対象とする事業及び老人保健施設整備事業を除く。</td></tr>
<tr><td>ソフト</td><td>(4) 地域福祉推進事業</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">２

教育文化振興事業</td><td rowspan="5">ハード</td><td>(1) 社会教育施設整備事業
(2) 文化振興施設整備事業
(3) 青少年健全育成施設整備事業</td><td>－</td></tr>
<tr><td>(4) 文化財保存整備事業</td><td>＜対象事業、対象経費＞
国庫補助を受けて行う事業に限って交付対象とし、対象経費は、国庫補助対象経費と同様とする。
＜市町村が補助することができる団体＞
文化財保存整備の実施主体
＜算定＞
交付金の算定については、制度要綱第７は適用せず、国庫補助対象経費から国庫補助金を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内とする。
＜限度額＞
下限額　250万円</td></tr>
<tr><td>(5) 埋蔵文化財緊急発掘調査事業</td><td>＜対象事業、対象経費＞
国庫補助を受けて行う事業に限って交付対象とし、対象経費は、国庫補助対象経費と同様とする。
＜算定＞
交付金の算定については、制度要綱第７は適用せず、国庫補助対象経費から国庫補助金を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内とする。
＜限度額＞
下限額　250万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　幼稚園整備事業、義務教育施設整備事業及び高等学校（寄宿舎を含む。）等整備事業を除く。</td></tr>
<tr><td>ソフ</td><td>(6) 地域文化振興事業</td><td>－</td></tr>
</table>

	ト	(7) 地域国際化推進事業	
3 生活環境整備・地域づくり事業	ハード	(1) 市街地住環境施設整備事業 (2) コミュニティ施設整備事業 (3) 防災施設整備事業	―
		(4) 移住促進施設整備事業	＜対象事業＞ (1) 移住を促進するための生活体験用施設を整備する事業 (2) 移住促進施設として使用するため、他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業（初回の改修又は補修に限る。） ＜市町村が補助することができる団体＞ 総合振興局長が適当と認める者 ＜限度額＞ 上限額　1,000 万円（集合住宅は、2,000 万円） 下限額　250 万円（既存施設を改修又は補修する事業は、50 万円） ＜算定＞ 市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が補助する額の２分の１を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。
		(5) 消防施設整備事業	＜対象経費＞ 車庫及び器具庫（タイヤ保管庫、ホース格納庫、ホース乾燥室等を含む。）に係る経費に限り交付対象経費とする。 ＜限度額＞ 上限額　1, 500万円
		(6) テレビ難視聴解消施設等整備事業	＜対象事業、対象経費＞ 山岳、丘陵その他の地形によって電波が遮断されることにより複数の民間放送が受信できない地区において、その解消を図るため、中継局又は共同受信施設を整備する事業を対象とする。ただし、次の経費を交付対象経費から除くものとする。 (1) テレビ中継局整備事業のうち、チャンネルプラン局の整備に要する経費 (2) テレビ共同受信施設整備事業に係る各戸への「引込設備」に要する経費 (3) ＮＨＫ放送、衛星放送に係る経費 ＜市町村が補助することができる団体＞ 放送事業者等 ＜算定＞ 事業実施主体の負担を最低３分の１とみなし、交付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。
		(7) 火葬場・葬祭場整備事業	＜対象事業＞ 一部事務組合が実施する事業、複数市町村の共同利用が図られることが明確になっている事業及び将来の共同利用を明確にした上で、関係市町村による共同利用に関する具体的な検討が進められている事

			業で、地域の特殊事情により特に必要と認められる事業を対象とする。
		※　道路（橋梁を含む。）整備事業、産業廃棄物処理施設整備事業及び病院等整備事業を除く。	
	ソフト	(8) 地域環境サポーター支援事業	＜交付対象者＞ 総合振興局長が適当と認める者を対象とする。
		(9) 地域情報化推進事業 (10) 地域景観形成事業 (11) 地域環境保全・創造事業 (12) 地域間交流・連携事業 (13)移住促進事業 (14) 地域防災対策事業	－
4 スポーツ振興事業	ハード	(1) 屋内スポーツ施設整備事業 (2) 屋外スポーツ施設整備事業 (3) 総合体育館整備事業	－
	ソフト	(4) スポーツ振興事業	－
5 観光レクリエーション振興事業	ハード	(1) 観光レクリエーション基盤施設整備事業 (2) 道立自然公園施設整備事業	－
	ソフト	(3) 観光業の振興に関する事業	－
6 産業振興事業	ハード	(1) 農業振興施設等整備事業	＜対象事業、対象経費＞ 地域農業・農村の構造改革を進めていくために必要な施設・機械・器具など、次に掲げる整備事業を対象とし、当該整備等に付随する設置工事費、施設の改修費（事業の目的を達成するために必要な建物等の改修であり、単なる維持補修でないと認められる場合に限る。）及び当該整備等と一体で行う簡易な建物（プレハブ、D型ハウスなどで、簡易に移動が可能なもの。）の導入に要する経費についても対象とする。 (1) 地域農業のシステム化のための事業 農作業の受委託、大規模な農業の協業化、高齢者・農村女性・都市住民等による営農の展開、新規就農者の確保育成、通年農業経営の確立など、地域農業のシステム化の取組みに必要な事業 (2) 農村における新たな産業おこしのための事業

			地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開など、農村における新たな産業おこしの取組みに必要な事業 (3)　新しい就農支援システムのための事業 「小規模長期リース農場整備モデル事業実施要領」（平成 14 年８月 12 日付け農改第 538 号農政部長通知）第２に規定する新規就農支援システム化推進活動事業により新規就農支援システムの構築、研修農場選定の検討が行われた地域等において実施される小規模長期リース農場の整備（新規就農希望者の研修に必要な小規模かつ長期のリースを可能とする施設等の整備）に取り組む事業 (4) 地域水田農業の高度化のための事業 米産地の再編、転作作物の定着、耕畜連携や園芸作物の導入等による経営の複合化など、多様な地域水田農業の高度化に取り組む事業 ＜市町村が補助することができる団体＞ (1) 農業協同組合 (2) 営農集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農地法第２条第３項に規定する農業生産法人又は農業者（自ら業として農業を営む者又は農業に従事する者をいう。以下同じ。）等の組織する団体であって、法人格を有しないものにあっては代表者の定めのあるもの。ただし、構成員の中に生計を別にする３名以上の農業者を含み、かつ、農業者が構成員の２分の１を占め、代表者が農業者であるものに限る。） (3) 農業経営基盤強化促進法第４条第２項に定められている農地保有合理化事業を行う営利を目的としない法人 (4) 当該事業の実施主体として農業・農村の構造改革の推進に特に寄与するものと認められ、かつ、公益性や優先度の視点から総合振興局長が適当と認める団体
		(2) 産業活性化支援施設整備事業	＜対象事業＞ 食クラスター活動の推進などの産業活性化に資する各種施設（物産館、地場産品加工・研究施設、道の施策として推進を図っている間伐材利用施設等）の整備事業を対象とする。ただし、農業振興施設等整備事業を除く。 ＜市町村が補助することができる団体＞ 次に掲げる団体（以下「公共的団体等」という。）に対し補助し、又は出資する事業についても対象とすることができる。 (1) 公共的団体（営利を目的としない法人（農業協同組合及び医療法人を除く。）をいう。） (2) 地域の産業振興等に資する事業を実施する法人で、次のいずれかに該当するもの ア　資本金等の２分の１以上を市町村が出資する法人 イ　資本金等の４分の３以上を市町村及び公共的団体が出資する法人 ＜算定＞ 事業実施主体の負担を最低３分の１とみなし、交

			付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。
	ソフト	(3) 地域特産品奨励事業 (4) 農林水産業の振興に関する事業 (5) 商工業の振興に関する事業 (6) 食関連産業振興事業	―
		(7) 地域雇用対策に関する事業	＜対象事業＞ 道が策定した「北海道雇用創出基本計画」に沿って実施する事業を対象とする。
		(8) 新産業創造事業	附表１のとおり
7 省エネルギー・新エネルギー振興事業	ハード	(1) 新エネルギー等開発利用施設整備事業	＜対象事業、対象経費＞ 次のとおり取り扱うものとする。 (1) 「新エネルギー等」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第108号）第２条第２号に規定する新エネルギー及び天然ガスをいう。 (2) 新エネルギー等開発利用施設整備事業の対象とする範囲は、原則として、公共用施設に導入する開発利用施設とする。 (3) 交付対象経費は、新エネルギー等の開発及び利用施設の整備のために直接必要な経費とする。 (4) 地熱及び天然ガス開発利用に関する事業は、採択上、開発事業（ボーリング探査）と利用施設整備事業をそれぞれ別個の事業として取り扱うものとし、利用施設整備事業については、坑井ごとの全体利用計画(継続事業の場合も含む。)をもって１件とする。
	ソフト	(2) 省エネルギー・新エネルギー促進事業	＜対象事業＞ 「省エネルギー」とは北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第108号）第２条第１号、「新エネルギー」とは同条例第２条第２号に定めるものとする。
8 市町村広域行政に関する事業（ソフトのみ）		市町村広域行政推進事業	―
9 合併市町村まちづくり推進事業（ハード・ソフト共通）		総合振興局長が特に必要と認める事業	附表２のとおり
10	ハ	総合振興局長が特	＜対象事業＞

地域重点プロジェクト推進事業	ード	に必要と認める事業	道北連携地域政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進に資する事業について、対象とすることができる。 ただし、実施要綱別紙１の第１における他の区分において対象外と定める事業についても対象とするものではない。
	ソフト	総合振興局長が特に必要と認める事業	＜対象事業＞ 道北連携地域政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進に資する事業について、対象とすることができる。 ただし、実施要綱別紙１の第１における他の区分において対象外と定める事業についても対象とするものではない。 ＜市町村が補助することができる団体＞ 実施要綱第２の(2)の規定に関わらず、地域重点プロジェクトの推進に資する公共的な事業を実施する団体等
11 権限移譲推進事業（ソフトのみ）		総合振興局長が特に必要と認める事業	＜交付対象者＞ (1) 新たに旅券法の事務の移譲を受ける市町村又は広域連携に係る市町村等（複数の市町村が事務を共同処理して移譲を受ける場合における当該事務の主体となる市町村、広域連合、一部事務組合又は複数市町村で構成する協議会等をいう。以下同じ。） (2) 新たに５パッケージ以上の事務の移譲を受ける市町村又は広域連携に係る市町村等。 ただし、広域連携に係る市町村等のパッケージ数の算定に当たっては、広域連携に係る市町村等の移譲事務のパッケージ数に連携する市町村数を乗ずるものとする。 また、過去に特定パッケージ内の一部の事務の移譲を受けている市町村又は広域連携に係る市町村等が、当該パッケージの残余の事務の移譲を受けることにより、１パッケージとなる場合については、１パッケージとして算定することとする。 ＜対象経費＞ 交付申請年度に移譲を受ける事務（交付申請年度の翌年度に移譲を受ける事務で交付申請年度に受入準備を行う必要がある場合を含む。）の受入れに当たり、交付申請年度に支出する備品、書籍等の購入、研修、普及啓発・広報、システム開発等の経費（専ら移譲事務に用いられるものに限る。）の合計額。 ただし、北海道権限移譲事務交付金で措置する経費及び備品の保守点検料やリース料など移譲事務の受入れ後に発生する経費を含むものについては、交付対象経費としない。 また、備品購入費については、交付対象経費の５分の１を限度とする特例を適用しない。 ＜限度額＞ 下限額　10 万円
12 地域医療対策事業(ハードのみ)		(1)診療所整備事業 (2)診療所医療機器整備事業	＜対象事業＞ 辺地無医地区又は過疎地域等における医療確保のため、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が開設する診療所に係る施設整備及び医療機械器具

		の整備
	(3) 医師用住宅整備事業	＜対象事業＞ 病院又は診療所に医師を新たに招へいするなど医師確保のために必要な医師用住宅の整備事業（他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業を含む。）であって、総合振興局長が特に必要と認めるものを対象とする。ただし、「緊急臨時的医師派遣事業実施要綱」（平成 20 年６月 19 日付け医推第 35 号保健福祉部長通知）に基づき派遣された医師のための住宅整備事業を除く。 ＜交付対象者及び実施主体＞ 市町村（人口 10 万人当たりの医師数が全道平均を上回る第２次医療圏に所在し、人口 10 万人当たりの医師数が全道平均を上回る市町村を除く。） ＜限度額＞ 上限額　1,000 万円（集合住宅は、2,000 万円） 下限額　250 万円（既存施設を改修又は補修する事業は、50 万円）

第２　財政再生団体において実施される知事が特に必要と認める事業における特例的取扱いについて（実施要綱第12の２関係）

区　分		内　　容
ハード系事業	１　交付対象者	財政再生団体の市町村とする。
	２　交付対象事業	維持補修事業のうち、知事が特に必要と認める事業 ※　維持補修事業とは、通常の利用状態において老朽化等により、その機能を十分に発揮できなくなった場合に、施設を原形に復するために必要な補修及び修繕により低下した施設の価値を回復するための事業をいう。 なお、１件の取扱いについては、当該年度における当該施設の維持補修事業をまとめて１件とする。
	３　交付金の限度額	制度要綱第６の１の表の(2)のアに定める上限額及び下限額の規定は適用しないことができる。
	４　交付金の算定	交付対象事業に対する寄付金等については、事業実施主体の自己財源として取り扱うことができる。
ソフト系事業	１　交付対象者	財政再生団体の市町村とする。
	２　交付対象事業	財政再生団体の市町村が実施する事業のうち、知事が特に必要と認める事業。 なお、国の補助金等の交付を受けている事業についても対象とする。
	３　交付金の限度額	制度要綱第６の１の表の(2)のアに定める下限額の規定は適用しないことができる。
	４　交付金の算定	国の補助金等の交付を受けた場合における交付金額は、交付対象経費から交付対象経費に係る国庫補助金等を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内とする。

	5　継続事業の取扱い	実施要綱第１２の２の(1)のイに定める継続期間の規定は適用しないことができる。

第３　採択の優先度（実施要綱第12の２関係）

１　優先的に採択する事業

(1) ハード系事業

対象事業	内容
1　地域重点プロジェクト推進事業	地域重点プロジェクトの推進に資する事業
2　広域連携促進事業	複数の市町村が共同で実施する事業（施設の共同設置等）
3　緊急性の高い事業	緊急に取り組む必要がある事業

(2) ソフト系事業

対象事業	内容
1　地域重点プロジェクト推進事業	地域重点プロジェクトの推進に資する事業
2　広域連携促進事業	ア　複数の市町村等が共同で実施する事業 イ　広域的な波及効果のある事業
3　環境・超高齢化等に対応した事業	環境・超高齢化対応等に向けて、地球温暖化、超高齢化対応等の諸課題の解決に資する事業
4　多様な主体の連携を促進する事業	総合振興局長が適当と認める者が実施する事業にあっては、市町村が関与（財政支援又は人的支援等）をしている事業
5　緊急性の高い事業	緊急に取り組む必要がある事業
6　先駆性のある事業	先進的な事業、新しい発想・新たな工夫が採り入れられている事業
7　優位性のある事業	地域の特性（資源）や優位性が生かされている事業
8　継続性のある事業	支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれる事業

２　採択の優先度が低い事業（例）

(1) ハード系事業

対象事業（例）	内容（例）
1　交付税措置のある地方債を利用することにより、交付金に比べ市町村の実質負担額が軽減される事業	ア　過疎対策事業債を利用できる事業 イ　辺地対策事業債を利用できる事業

2　総合振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業	ア　温泉保養施設整備事業 イ　パークゴルフ場等整備事業
3　同じ市町村に既に同様の施設があって、二つ目以上となる場合の施設整備事業	ア　公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業 イ　体育施設等整備事業 ウ　保育所等整備事業
4　市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業	ア　地区集会施設整備事業 イ　地区公園等整備事業
5　その他	ア　火葬場・葬祭場整備事業 イ　墓地等整備事業

(2) ソフト系事業

対象事業（例）	内容（例）
1　先駆性の低い事業	過去に同じ内容で採択されたことのある事業（3年を限度とする継続採択事業は除く。）
2　事業主体の直接的関与が低い事業	事業内容の大半を委託する事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデーター作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）
3　その他	ア　団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占める事業 イ　主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業

附表１

新産業創造事業における特例的取扱いについて

第１　新産業創造事業の概要等

区　分	内　　容
１　採択の基本的な考え方	本事業の採択に当たっては、新産業の創造を支援する組織等の意見を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意の上、採択を決定するものとする。 また、交付対象事業の円滑かつ効果的な実施のため、必要な指導・助言を行うこととする。 (1) 中小企業者等で組織する組合、団体等の場合は、内部で合意が形成されていること。 (2) 事業内容や実施方法等について十分な検討がされており、具体性があること。 (3) 自己資金の確保がされていること又は確実に見込まれること。 (4) 責任者が明確であるとともに、団体等の運営体制及び事業の執行体制が確立されていること。
２　定義	(1) 「中小企業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第２条に規定する中小企業者をいう。 (2) 「新規成長分野」とは、北海道新規成長分野産業振興ビジョン（平成９年１月）において定める住宅・都市インフラ関連分野、環境・リサイクル関連分野、情報・通信関連分野、産業支援関連分野、健康・福祉関連分野及び文化・レジャー関連分野の６分野をいう。 (3) 「一般事業」とは、地域における新規成長分野を中心とした新産業の創造に向けた事業(以下「新規成長分野等創造事業」という。)及び生活に関連した新たなサービス業の創出に向けた事業（以下「生活産業創出事業」という。）をいう。 (4) 「特別対策事業」とは、構造改革等の影響が大きい中小企業者等の新産業創造や経営多角化を促進する事業(以下「新分野進出支援事業」という。)、離職希望者や失業者自らによる起業を促進する事業(以下「事業者育成事業」という。)及び新たな人材を受け入れることによりニュービジネスを展開し市場規模の拡大等を促進する事業(以下「労働者受入事業」という。）をいう。
３　交付対象者	総合振興局長が適当と認める者を対象とする。ただし、実施要綱第２の(2)の規定は適用せず、本表附表の第２に掲げる者を対象とすることができる。
４　交付対象事業	本表附表の第２に掲げるとおりとする。ただし、この場合にあっても実施要綱第３の１の(2)のイの表の左欄に掲げる事項に該当する事業は交付対象外とするとともに、次のいずれかに該当するものについては、原則として採択しないものとする。 (1) 機器購入、委託に係る費用の合計額が交付対象経費のおおむね８割以上を占めているもの (2) 過去に地域づくり総合交付金（旧地域政策総合補助金を含む。）又は地域新産業創造活動補助金を受けた者が実施する類似の事業 (3) フォーラム、講演会、セミナー等(以下「フォーラム等」という。)の開催事業（ただし、事業の成果を企業や道民に広く普及し、事業化に向けた協力者や支援者を確保するためにフォーラム等を開催するなど、新しい産業づくりに向けた全体計画の中で位置付けが明確であるものや道（総合振興局・振興局）がフォーラム等の企画・運営に特別の関与を行っているものなどは、この限りではない。）

5　成果報告書の提出	交付事業者は、制度要綱第13に定める補助事業等実績報告書の提出後、１か月以内に総合振興局長に対し成果報告書を提出するものとする。

第２　交付対象事業、交付対象者

区分		交付対象事業	交付対象者	
1 一般事業	（1） 新規成長分野等創造事業	ア　新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な調査、研究、技術開発事業 イ　新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な研究会・研修会等の開催、専門家等の招へい、従業員等の派遣事業 ウ　新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な展示会・商談会等への参加や開催事業 エ　その他総合振興局長が特に認める事業	札幌市を除く北海道内の次に掲げる者 ア　中小企業者 イ　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号（以下「中団法」という。））第３条第１項に定める中小企業団体 ウ　次の公益法人 (ｱ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。）第４条の規定による公益認定を受けた公益法人（以下「公益法人法第４条の公益法人」という。） (ｲ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第40条第１項及び第41条第１項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって、同法第106条第１項に規定する登記をしていない特例社団法人及び特例財団法人（以下「特例社団法人等」という。） エ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。）第2条に定める一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。） オ　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条に定める特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。） カ　任意グループ。ただし、構成員の２分の１以上がア～オに掲げるもので構成されているものに限る。	
	（2） 生活産業創出事業		札幌市を除く北海道内の次に掲げる者 ア　中小企業者 イ　中団法第３条第１項に定める中小企業団体 ウ　次の公益法人 (ｱ) 公益法人法第４条の公益法人 (ｲ) 特例社団法人等 エ　一般社団法人等 オ　北海道市民活動促進条例（平成13年３月30日北海道条例第５号）第６条に定める市民活動団体 カ　任意グループ。ただし、構成員の２分の１以上がア～オに掲げるもので構成されているものに限る。	
2 特別対策事業	（1） 新分野進出支援事業	ア　地域における新産業の創造及び起業化、情報化等に係る調査検討事業 イ　新製品・新サービス等に関する研究、技術開発事業	北海道内の次に掲げる者であって、当該団体又は当該団体の構成員のいずれかが右の要件に該当するもの ア　中団法第３条第１項に定める中小企業団体 イ　次の公益法人 (ｱ) 公益法人法第４条の公益法人 (ｲ) 特例社団法人等 ウ　一般社団法人等	完成工事高の概ね50％以上が公共事業となっている建設業を営む者、又は直近１年間のうちいずれかの３ヶ月間の売上高（受注高）が前年同期と比べ概ね１０％以上減少して

		ウ　異業種間・産業間・他地域との技術・ノウハウ等交流事業 エ　新技術・新サービスの導入等に関する研究会、研修会等開催事業 オ　試験研究機関、大学、企業等への技術者等派遣事業 カ　新製品・新サービス等に関する専門家等招へい事業 キ　新技術・新製品・新サービス等に関する展示会、商談会等開催事業 ク　新技術・新製品・新サービス等に関する品評会、競技会等開催事業 ケ　その他総合振興局長が特に認める事業	エ　任意グループ。ただし、構成員は３者以上であり、かつ、構成員の２分の１以上が中小企業者で構成されているものに限る。 　なお、事業者育成事業の交付対象者である当該任意グループにおいては、事業を営んでいないが今後開業を志している個人についても中小企業者とみなす（以下「みなし中小企業者」という。）ことができるものとする。 　ただし、みなし中小企業者のみから構成される当該任意グループは交付対象外とする。 オ　特定非営利活動法人（労働者受入事業に限る。）	いる者（ただし構成員の場合は中小企業者に限る。）
	（２） 事業者育成事業			離職希望者（解雇予告された者、あるいは開業を志し自主退職を予定している者）又は失業者を含む者
	（３） 労働者受入事業			事業化後１年間に当該事業において離職者又は失業者等を３名以上雇用する者

附表２

合併市町村まちづくり推進事業における取扱いについて

合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業を対象とし、その取扱いについては、次のとおりとする。

区　分		内　　容
共通事項	１　交付対象者	(1) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）に基づいて合併した市町村 (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づいて合併した市町村 (3) 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に基づいて合併した市町村又は同法に基づき設置された法定合併協議会及びその構成市町村
	２　交付対象経費	交付対象経費から除外する経費は、制度要綱第４及び実施要綱第４の１によるものとする。
ハード系事業	１　交付対象事業	制度要綱第３及び実施要綱第３の１の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1) 合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業で、次の事業を対象とする。 ア 共通事項１の(1)の市町村が実施する公共施設等整備事業（庁舎等公用施設を含む。）で、市町村の合併の特例に関する法律第 11 条の２に規定する合併特例債が充当される国の補助事業又は地方単独事業（基金造成に係るものは除く。） イ 共通事項１の(2)の市町村が実施する公共施設等整備事業（庁舎等公用施設を含む。）で、市町村の合併の特例等に関する法律第 18 条に規定する合併推進債が充当される国の補助事業又は地方単独事業 (2) １件の取扱いについては、個別事業毎に算出した交付金額の合計額をもって、市町村ごとに１件として取り扱うものとする。
	２　交付金の限度額	交付金の限度額については、制度要綱第６の１の表の(2)のアによるものとし、その特例を次のとおりとする。 上限額は２億円とする。
	３　交付金額の算定	交付金額は、合併特例債又は合併推進債（以下「合併特例債等」という。）の申請事業毎に算出するものとし、制度要綱第７及び実施要綱第６の１の規定にかかわらず、次により算出できるものとする。 (1) 交付対象経費から交付対象経費に係る合併特例債等の額を控除した額の範囲内において交付金額とすることができる。ただし、この場合の合併特例債等については満度に充当したものとみなす。 (2) 交付対象経費から(1)により算出した交付金額を控除した部分に市町村の一般財源が充当される場合は、当該一般財源の１／２の額を限度として、交付金を加算することができる。ただし、この場合の交付金額は、(1)により算出した交付金額を合わせて、交付対象経費の 12.5 %を超えることはできないものとする。
	４　継続事業の取扱い	次の範囲内において、実施要綱第12の２の(1)のアによるものとする。 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10か年度
ソフト系事業	１　交付対象事業	制度要綱第３及び実施要綱第３の１の規定にかかわらず、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため必要となる事業及び合併の推進を図るために必要な事業で次に掲げる事業 (1) 合併記念式典開催事業 (2) 新市町村の知名度・イメージアップのため実施する広報普及事業 (3) 旧市町村住民間の交流・連携を促進するため、新たに実施するイベ

		ント　開催事業（旧市町村単位で実施される既存イベント等は対象外） (4) 市町村の合併の特例に関する法律に基づき合併した市町村であって、市　役所又は役場の本庁舎を設置しない旧市町村地域で従前から実施している　事業のうち、旧市町村地域の独自の文化等を継承し、旧市町村間の交流・　連携を深めながら引き続き実施するイベント等開催事業（市町村が補助す　ることも可とする） (5) 合併の推進を図るため実施する事業で、実施要綱第３の１の(2)のアに　おける対象事業のうち、(ｱ)から(ｵ)に掲げる事業
	２　交付金の限度額	交付金の限度額については、制度要綱第６の１の表の(2)によるものとし、その特例を次のとおりとする。 上限額は1,000万円とする。
	３　交付金額の算定	交付金額は、制度要綱第７及び実施要綱第６の１の規定によるものとする。
	４　継続事業の取扱い	次の範囲内において、実施要綱第12の２の(1)のイによるものとする。 (1) 共通事項１の(1)及び(2)に該当する交付対象者が実施する事業 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く５か年度 (2) 共通事項１の(3)に該当する交付対象者が実施する事業 ア　合併前に実施する事業は事業開始年度以降３か年度 イ　合併後に実施する事業は合併が行われた日の属する年度及びこれに続く５か年度

平成２４年度　地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）
実施要綱　別紙２

第１　福祉振興・介護保険基盤整備事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第３の２、第４の２、第５の２、第６の２関係）

（社会福祉基盤整備事業）

１　グループホーム等整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア　障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく共同生活介護、共同生活援助を行う施設又は福祉ホームの整備事業 イ　支援が必要な高齢者等が身体機能の低下を補うため､互いに生活を共同化し、世話人による生活援助を受ける共同生活住居の整備事業	グループホーム等整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 （施設整備） 工事請負費、工事事務費 （設備整備） 需用費、備品購入費、工事請負費	１か所当たり （施設整備） 定員５人以下　30,200千円 定員６人　31,900千円 定員７人　33,700千円 定員８人　35,500千円 定員９人以上　37,300千円 （設備整備） 1,503千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。)、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。)」という。）並びに市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する社会福祉法人、医療法人等の非営利法人（以下「市町村が助成する非営利法人」という。）とする。

(3) 交付対象事業

ア (1)のアの事業にあっては、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第５条第10項、第16項又は第22項における共同生活介護、共同生活援助又は福祉ホームの基準を満たす事業所であること。

なお、共同生活介護又は共同生活援助にあっては、既存の建物を買収し、改修する場合に限るものとする。

イ　同イの事業にあっては、次の基準を満たすものであること。

(ｱ) 設置基準

ａ　定員

入居定員は５人以上９人以下とすること。

ｂ　構造

建物に２階を設ける場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物とし（２階部分の面積が300㎡未満の場合を除く。)、３階部分を設ける場合には耐火建築物とすること。

ｃ　設備

次に掲げる設備を設けるものとする。

また、入居者が高齢者等であることから、火災その他の災害に際し、入居者が容易に避難できるよう避難設備については、特に配慮すること。

(a) 居室
(b) 居間・食堂
(c) 浴室
(d) 台所
(e) 便所
(f) 洗濯家事室（ユーティリティ）
(g) 職員室（宿直室、相談室の機能を兼ねることなども可能）

(h) その他必要な設備

d　居室

(a) 一人当たりの面積は、収納設備等を除き9.9㎡以上とすること。

(b) 居室は、原則として個室とすること。ただし、２室以上の居室をつなげて利用するために、各室間に扉を設けることは妨げない。

(ｲ) 運営基準

実施主体は、防火管理体制等を明らかにした管理規程を定め、円滑かつ適正な運営を図ること。

(4) 交付対象経費の特例

ア　既存建物を活用又は買収することが建物を新築することよりも効率的と認められる場合は、当該建物の買収費及び改修費等を含む。

イ　工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

ウ　設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。

２　ヘルパーステーション整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア　介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく訪問介護事業を行う施設の整備事業 イ　障害者自立支援法に基づく居宅介護事業を行う施設の整備事業	ヘルパーステーション整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 （施設整備） 工事請負費、工事事務費 （設備整備） 需用費、備品購入費、工事請負費	１か所当たり （施設整備） 9,830千円 （設備整備） 600千円

(2) 実施主体

市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村が助成する非営利法人とする。

(3) 交付対象事業

ア　(1)のアの事業にあっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年３月31日付け厚生省令第37号）等における訪問介護の基準を満たす事業所であること。

イ　同イの事業にあっては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年３月29日付け厚生労働省告示第169号）等における居宅介護事業の基準を満たす事業所であること。

(4) 交付対象経費の特例

ア　既存建物を活用又は買収することが建物を新築することよりも効率的と認められる場合は、当該建物の買収費及び改修費等を含む。

イ　工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

ウ　設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。

３　デイサービスセンター等整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア　介護保険法に基づく通所介護事業を行う施設の整備事業	デイサービスセンター等整備事業の実施に必要な次に掲げる経費	１か所当たり （施設整備） 10,000千円

イ　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく在宅介護支援センター運営事業を行う施設の整備事業 ウ　既存建物を活用して児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター等の事業を行う施設の整備事業 エ　介護保険法に基づく介護老人福祉施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス等に地域交流を行う施設の整備事業	（施設整備） 工事請負費、工事事務費 （設備整備） 需用費、備品購入費、工事請負費	（設備整備） 3,606千円 給食部門の設備を整備する場合は、設備整備費に次の額を加算する。 1,209千円

(2) 実施主体
市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村が助成する非営利法人とする。

(3) 交付対象事業
ア　(1)のアの事業にあっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年３月31日付け厚生省令第37号）等における通所介護の基準を満たす事業所であること。
イ　同イの事業にあっては、「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」（平成12年９月27日付け社老第654号）等における在宅介護支援センターの基準を満たすものであること。
ウ　同ウの事業にあっては、障害者自立支援法第 77 条第１項第４号に規定する事業及び児童福祉法第６条の２第２項に規定する事業（児童発達支援センターを除く。）であること。
エ　同ウの事業にあっては、整備は、既存建物の改修に限る。
オ　同エの事業にあっては、「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペースの整備について」（平成13年３月21日付け社援発第406号）に定める基準を満たすものであること。

(4) 交付対象経費の特例
ア　工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。
イ　設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。

４　介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア　生きがい対策のためのデイサービスセンターの整備事業 イ　生活に支援が必要で、日中家族の介護を受けられない者を養護するための居室等の整備事業 ウ　配食サービスのための施設及び厨房等の設備の整備事業 エ　高齢者に配慮した設備を備え、食事の提供等を行う住居の整備事業	介護予防・生きがい対策基盤整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 （施設整備） 工事請負費、工事事務費 （設備整備） 需用費、備品購入費、工事請負費	１か所当たり （施設整備） ・生きがい対応型ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ　32,430千円 ・デイホーム（宅老所）　2,100千円 ・配食サービスステーション　9,830千円 ・高齢者支援住宅（老人下宿） 定員５人　25,000千円 定員６人　27,000千円 定員７人　29,000千円 定員８人　31,000千円

		定員９人　　33,000千円 （設備整備） ・生きがい対応型ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ　6,130千円 ・デイホーム（宅老所）　630千円 ・配食サービスステーション　3,070千円 ・高齢者支援住宅(老人下宿)　1,000千円

(2) 実施主体
市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村が助成する非営利法人とする。
(3) 交付対象事業
ア　(1)のウの事業にあっては、国の運営費補助の基準を満たす事業を行うものであること。
イ　同エの事業にあっては、入居定員は５人以上９人以下とすること。
(4) 交付対象経費の特例
ア　既存建物を活用又は買収することが建物を新築することよりも効率的と認められる場合は、当該建物の買収費及び改修費等を含む。
イ　工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
ウ　設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。

５　福祉環境整備促進事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
障がい者、高齢者、妊産婦など行動上制限を受ける人々が自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会の拡大を図ることができるよう、北海道福祉のまちづくり条例（平成９年条例第65号）に基づき、既存の建築物、道路、公園等の公共的施設の改善、整備を図る事業	北海道福祉のまちづくり条例に定める対象施設及び整備対象箇所の改善等に必要な次に掲げる経費 需用費、役務費、委託料、工事請負費	１か所当たり　2,100千円

(2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
(3) 交付対象事業
ア 北海道福祉のまちづくり条例（平成９年条例第65号）に基づく公共的施設の基準を満たす整備であること。
イ 「地域活性化事業要綱について」(平成20年４月30日付け総行自第53号、総行情第45号、総行地第48号、総財地第96号総務事務次官通知）で通知された同要綱で定める少子・高齢化対策事業のうち､特に推進すべき事業として定められた事業(歩道の段差切り下げなど公共施設等のバリアフリ化､タウンモビリティの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり)の対象事業は除く。
ウ 同一施設内において、スロープ、トイレなど複数箇所の整備を行う場合は、それぞれを１か所と　して交付基準額を算出すること

６　福祉の家設置事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
高齢者及び障がい者が健康で明るい生活を営むことができるように、教養の向上、健康の増進、レクリェーション及び地域社会との交流などの場を整備する事業	福祉の家設置事業の実施に必要な次に掲げる経費 （施設整備） 工事請負費	１か所当たり 10,200千円 建築面積は100㎡以上とし、50㎡増すごとに2,550千円を加算する。ただし、20,400千円を限度とする。

(2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。
(3) 交付対象事業
次の基準を満たすものであること。
ア　設置基準
(ｱ) 立地条件
建設地は、環境、高齢者及び障がい者の居住状況など、地理的条件等を考慮し、効率的な利用を確保できると認められる場所であること。
(ｲ) 構造
構造は原則として平屋建とすること。ただし、敷地等からやむを得ず２階建とする場合は、避難用階段等を完備すること。
(ｳ) 規模及び設備
設備は利用予定者数、事業内容等を十分考慮の上、集会室、作業室、浴室等必要な設備を備え、その延べ面積は100㎡以上とすること。
また、利用者が高齢者及び障がい者であることから、火災その他の災害に際し、利用者が容易に避難できるよう避難設備については、特に配慮すること。
イ　運営基準
(ｱ) 利用者は、原則として60歳以上の者及び障がい者とする。
(ｲ) 市町村は、次の事項を明らかにした管理規程を定め、円滑かつ適正な運営を図ること。
a　福祉の家の名称
b　利用手続
c　利用者の守るべき規律
d　防火管理体制
e　その他
(4) 交付対象経費の特例
既存建物を活用又は買収することが建物を新築することよりも効率的と認められる場合は、当該建物の買収費及び改修費等を含む。

7　福祉の店設置事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
障がい者の製作した製品（授産製品）を販売する場を地域に整備する事業	福祉の店設置事業の実施に必要な次に掲げる経費 （施設整備） 工事請負費 （設備整備） 需用費、備品購入費、工事請負費	１か所当たり （施設整備） 1,500千円 （設備整備） 750千円

(2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
(3) 交付対象事業
次の事業を行うものであること。
ア　定義
「福祉の店」とは、障がい者の製作した製品（授産製品）の販売等を行うために設置された施設をいう。
イ　設置形態
販売のための常設スペースを10㎡程度有した施設であり、かつ、定期的に販売ができる体制が確保されること。
ウ　事業内容
次に掲げる福祉の店の設置に必要な施設整備及び設備整備を行う。
(ｱ) 施設整備
店舗等の販売施設の整備（改修、電気や冷暖房設備などの交換工事、看板設置等を含む。）
(ｲ) 設備整備
陳列棚、冷蔵庫、椅子、テーブル、ワゴン、カウンター、レジスター等の販売設備に必要な整備
(4) 交付対象経費の特例
設備整備は、施設整備と併せて実施する場合に限り、交付対象経費とする。

８　民間保育施設支援事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
人口密集地や都市部などの保育所の低年齢児保育を補完している認可外民間保育施設において、施設の危険箇所の修繕、危険回避のために小規模な整備等を行う事業	民間保育施設支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 需用費、備品購入費、工事請負費、工事事務費	１か所当たり 1,050千円

(2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する認可外民間保育施設を運営する者とする。
(3) 交付対象事業
次の事業を行うものであること。
ア　事業内容
(ｱ) 危険防止のための柵や手すりの設置等の施設整備
(ｲ) 廊下や階段、出入口などの危険箇所の施設整備
(ｳ) 保育室の改良など保育環境改善のための施設整備、設備整備
(ｴ) 児童用トイレ、手洗い場、調理室の設置などの衛生環境改善のための施設整備、設備整備
イ　交付対象施設
(ｱ) 地域の保育所を補完する役割を担う施設として、市町村が認めていること。
(ｲ) 低年齢児枠を超えているなどの理由のため、保育所を利用できない児童を入所させていること。
(ｳ) 「認可外保育施設指導監督要綱の制定について」（平成13年９月20日付け児童第663号北海道保健福祉部長通知）における指導監督基準を満たしていること。
または、同指導監督基準の１及び５から９までを満たしており、当該事業の実施により、施設及び設備に係る基準である２から４までの内容を満たすこととなる施設であること。

(4) 交付対象経費の特例
工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

9　地域子育てサロン整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
公共施設等のスペースや商店街の空き店舗（事務所）等の活用などにより、親子が自由に立ち寄って集うことができる場を整備する事業	地域子育てサロン整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 （施設整備） 工事請負費、工事事務費 （設備整備） 需用費、備品購入費、工事請負費	1か所当たり （施設整備） 2,100千円 （設備整備） 1,050千円

(2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。

(3) 交付対象事業
次の事業を行うものであること。
ア　地域子育てサロンの条件
(ｱ) 子育て親子の集いの場として、開放されていること。
(ｲ) 次の設備が整えられていること。
a　親子が安心してくつろげる設備
b　遊具が準備され、親子で遊べるスペース
c　調乳、授乳、オムツ交換のスペース
イ　実施場所
公民館等の公共施設内のスペース、商店街の空き店舗などのスペース、学校の余裕教室等

(4) 交付対象経費の特例
ア　施設整備は、既存建物の改修に限る。
イ　工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
ウ　既存の建物の改修等を要さず、設備整備のみによって地域子育てサロンの条件を満たす場合については、設備整備のみでも交付対象とする。

10　福祉車両購入事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
ア　介護保険法に基づく訪問入浴介護事業に用いる訪問入浴サービス車又は通所介護事業に用いる送迎車の購入事業 イ　障害者自立支援法に基づく短期入所事業及び児童福祉法に基づく児童発達支援事業に用いる送迎車の購入	車両の購入及び車両をリフト付きにするために必要な次に掲げる経費 備品購入費、役務費、公課費	1台当たり ・福祉バス及び車両乗降リフト以外　3,048千円 ・福祉バス　6,300千円 ・車両乗降リフト　630千円

事業 ウ　市町村等による在宅福祉サービスの提供に利用する車両の購入事業 エ　市町村等において、児童館、保育所等の利用が困難な地域に居住する児童を対象に、地域児童健全育成事業を実施するために必要な車両の購入事業 オ　老人クラブ、障がい者（児）団体及び各種グループのレクリェーション、集会の送迎や関係団体の実施する事業等に利用する福祉バスの購入事業 カ　乗降時の介護を容易にする車両乗降リフトの整備事業		

(2) 実施主体

ア　(1)のア、イの事業にあっては、市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村が助成する非営利法人とする。

イ　同ウからカまでの事業にあっては、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

ア　(1)のウの事業にあっては、次の事業を行うものであること。

(ｱ) 事業内容

次に掲げる車両を購入し、在宅福祉サービスを推進する（介護保険・障害福祉サービスに利用するものを除く。）。

a　入浴サービス車（身体障がい者分に限る。）

b　給食配送車

c　ふとん乾燥車

d　移送サービス車（乗降リフト付きのものなど特殊な車両に限る。）

(ｲ) 対象者

老衰、心身の障がい、疾病等の理由により長期にわたり臥床しているおおむね65歳以上の寝たきり老人及び身体障がい者等とする。

(ｳ) 事業の運営

a　市町村は、事業の実施に当たり運営要領を定め、円滑かつ適切な運営を図ること。

b　市町村は、事業の効果的な運用を図るため、対象者を的確に把握するとともに、運行管理計画を策定し、対象者のニーズに即応したサービスの提供に努めること。

イ　同エの事業にあっては、次の事業を行うものであること。

(ｱ) 児童館の利用が困難な地域において、遊具等を持参し、児童厚生員による指導を定期的に行う。

(ｲ) 地域子育て支援拠点事業実施施設の利用が困難な地域において、遊具等を持参し、指導者等が子育てに関する相談や子育てサークルへの支援など、子育て家庭への支援を定期的に行う。

(ｳ) 放課後児童クラブが遠距離にあるため、利用が困難な児童を放課後児童クラブへ送迎する。

(ｴ) 保育所待機児童を解消するため、入所困難な児童を空きのある保育所へ送迎する。

(ｵ) 保育所の統廃合により、遠距離の通所となる児童を保育所へ送迎する。

ウ　同オの事業にあっては、市町村は、事業の実施に当たり運営要領を定め、円滑かつ適正な運営を図ること。

エ　同カの事業にあっては、車両検定基準等に留意し、関係法令を遵守すること。

(4) 交付対象経費の特例

ア　(1)のアからオまでの事業にあっては、車両の附帯設備も含む。ただし、乗降リフト

を整備する場合は、同カの事業の対象とすることができる。
イ　車検費用等の経費は対象外とする。

（福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業）

11　ふれ愛デー推進事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
「道民福祉の日」の趣旨の普及啓発を推進するため、児童や障がい者、高齢者など、地域のだれもが参加し、交流しながら、互いを理解し、互いに支え合う福祉環境を醸成する事業	「道民福祉の日」の趣旨の普及啓発を進めるための事業開催に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（会食経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、委託料	１市町村当たり 500千円

(2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。

(3) 交付対象事業
「道民福祉の日」の趣旨に基づき、次の事業を行うものであること。

ア　事業内容
(ｱ) 地域住民組織や児童、障がい者、高齢者等の機関・団体、ボランティア団体、企業などが幅広く参画し、実行委員会を組織するなど、地域住民のネットワークを築き実施する事業であること。
(ｲ) 児童、障がい者、高齢者等の参加を促し、一緒に楽しめるよう配慮された事業であること。
(ｳ) ボランティア活動の促進を図り、活動の場を提供する事業であること。

イ　事業例
福祉のまちづくりやボランティア活動など地域の福祉課題をテーマとしたシンポジウムやワークショップ、研修会、交流会、野外活動や健康づくりなどのスポーツ活動、映画会や音楽会、展覧会などの文化活動、宿泊学習や体験旅行、地域の環境美化や保全の活動、リサイクルバザー、各種相談コーナーの設置など、児童、障がい者、高齢者等の社会参加を促進する事業等

ウ　実施時期
「道民福祉の日」の普及啓発を趣旨とすることから、原則として「道民福祉の日」強調月間としている９～10月に実施するものとする。ただし、地域の特性や事業の性格から事業効果が高いものについては、適した時期とする。

エ　その他
(ｱ) 児童や障がい者、高齢者等の参加に配慮（手話通訳や要約筆記をはじめ、点字版、拡大文字版、ルビうちなどのパンフレット、見やすい案内など）をするとともに、ボランティアの研修や参加体制の整備に配慮すること。
(ｲ) 補助は、１市町村３年間とする。

12　高齢者・障がい者作業所等設備整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
高齢者や障がい者の能力等	高齢者事業団、高齢者	１か所当たり

を生かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、高齢者・障がい者の作業所等を整備する事業 　ただし、市町村が実施主体となる高齢者生産活動施設整備事業を除く。	・障がい者生産活動施設及び障がい者小規模作業所の初度設備の整備に必要な次に掲げる経費 　需用費、原材料費、備品購入費	3,150千円

(2) 実施主体
　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
(3) 交付対象事業
　次の事業に関連する施設の初度設備等の整備を行うものであること。
ア　高齢者事業団（別に定める高齢者事業団運営要綱によるもの）の設置
イ　高齢者・障がい者生産活動施設の整備
　地場特産品づくり育成事業、木工・陶芸等の生産・創作活動、果樹・野菜等の栽培事業、養魚・小家畜飼育事業等を実施する施設
ウ　障がい者地域共同作業所等の整備
　対象となる障がい者地域共同作業所等の要件は、おおむね次のとおりであること。
(ｱ) 対 象 者　15歳以上の在宅の障がい者とする。
(ｲ) 利用人員　１日当たりの標準利用人員は、５人以上とする。
(ｳ) 開設日数　原則として、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除き毎日とする。
(ｴ) 職員配置　作業所等には、必要な職員を配置するものとする。

13　高齢者作業所運営事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
　事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
新たに高齢者農園等を設置した場合において、作業の指導に当たる指導員を設置し、農園作業所等の活動の促進を図る事業	農園、窯業、温室等の高齢者共同作業所における作業指導員の設置に必要な次に掲げる経費 　給料、報酬、賃金、共済費、諸手当	１か所当たり （作業指導員数×作業月数）×30千円 　作業指導員数は２人以内とし、農園の場合、作業月数は７ヵ月以内とする。

(2) 実施主体
　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
(3) 交付対象事業
　次の要件を満たすものであること。
ア　高齢者農園等の作業に当たる者は、おおむね60歳以上の者とする。
イ　農園等における１回の参加人員は、おおむね30人以上とする。
ウ　作業指導員は、心身ともに健全であり、高齢者福祉に関し理解と熱意を有し、おおむね２年程度以上の経験を有する者でなければならない。
エ　事業を実施するに当たり、運営要綱等を定め円滑な運営を図るものとする。
オ　補助は、１施設３年間とする。

14　高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
　事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
高齢者や障がい者が健康で明るい生活を送るため、老人	高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事	１か所当たり 420千円

クラブの設立に必要な設備の整備及びスポーツ設備等の整備事業 　ただし、市町村が実施主体となる場合については高齢者スポーツ用具を除き、市町村が助成する者が実施主体となる場合については高齢者スポーツ用具に限る。	業の実施に必要な次に掲げる経費 　需用費、原材料費、備品購入費、工事請負費	

(2) 実施主体
　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村が助成する者（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。
(3) 交付対象事業
次の設備の整備を行うものであること。
ア　年度内に新たに設立する老人クラブに係る初度設備
イ　高齢者・ 障がい者スポーツ用具
　高齢者及び障がい者が利用できる施設等にスポーツ用具を設備し、無料で利用させるものとする。
ウ　ゲートボール場の設置（競技用コートは、屋外で、排水溝等の設備を有し、公式ゲートボール競技規則による１面300㎡以上のものであること。）
エ　その他、上記に準ずる設備整備等

15　障がい者等共同利用機器購入事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
　事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
市町村における公共的施設において共同利用できる福祉機器を整備し、障がい特性に配慮した利便性等を確保・推進する事業	障がい者等共同利用機器購入事業の実施に必要な次に掲げる経費 　備品購入費	１台当たり ・視覚障がい者用共同利用点字プリンター　565千円 ・階段昇降機　693千円

(2) 実施主体
　市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。
(3) 交付対象事業
ア　障がい者等の出入りの多い公民館、集会所、コミュニティーセンター、文化施設等の公共的施設に次の福祉機器を整備し、共同利用での利便性を確保すること。
　(ｱ) 視覚障がい者用共同利用点字プリンターの整備
　(ｲ) 車いす利用者に対する階段昇降機の整備
イ　公的施設における設置場所等について、障がい者等や関係団体等の意見を反映させるなどして、その有効性が十分に発揮されるよう配意すること。

16　高齢者グループホーム運営事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
　事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
小人数で、高齢者等福祉寮などにおいて、互いに生活を共同化、合理化して共同生活を営む高齢者等の居住形態（認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を除く。）に対して、専	高齢者グループホーム運営事業の実施に必要な次に掲げる経費 　委託料、給料、報酬、賃金、共済費、諸手当、需用費、備品購入費、役	１か所当たり ・通年型　5,100千円 ・季節型　2,550千円

任の世話人による食事提供や介護等の生活援助支援体制を整備する事業	務費、使用料及び賃借料	

(2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。
(3) 交付対象事業
次の事業を行うものであること。
ア　対象者
高齢者等で自発的な意志により共同生活を望む者とする。
イ　定員
原則として４人以上とする。
ウ　居住形態
(ｱ) 共有設備　台所、食堂、居間、浴室、便所
(ｲ) 独立設備　居室（夫婦部屋も可とする。）
エ　事業内容
(ｱ) 生活援助員等の世話人の設置
(ｲ) ホームヘルパーの派遣等必要な生活支援サービスの提供
(ｳ) 緊急通報装置の設置
(ｴ) 訪問看護ステーションやかかりつけ医等による必要な保健・医療サービスの提供
(ｵ) ボランティア、近隣住民の支援等
オ　その他
(ｱ) 運営は通年を基本とするが、対象者の状況により季節型（６か月以上の運営）として運営することができる。
(ｲ) 家賃、光熱水費等の実費については、利用者の負担とする。
(ｳ) 補助は、１市町村３年間とする。
(4) 交付対象経費の特例
年度途中に開所した場合は、交付基準額を月割りにして計算すること（運営が15日未満の月を除く。）。

17　障がい者介護療育等設備整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
デイホーム､言語治療教室、おもちゃ図書館など地域における障がい者（児）の介護や障がい児の療育訓練等の設備の整備事業	デイホーム、言語治療教室、おもちゃ図書館等の初度設備の整備に必要な次に掲げる経費 備品購入費、需用費	１か所当たり ・デイホーム 居室整備　420千円 備品、資材購入　630千円 ・その他設備 1,050千円

(2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
(3) 交付対象事業
次の設備の整備を行うものであること。
ア　デイホームの設置
身体上又は精神的事情により日常生活を営むのに支障があり、かつ、日中家族の介護を受けられない者を養護するために必要な居室及び設備の整備（必要な面積は13.2㎡以上とし、１市町村１か所とする。）
イ　言語治療教室の設置
(ｱ) 対象者　原則として、学齢前の言語障がい児
(ｲ) 定員　10人程度
ウ　おもちゃ図書館の設置
(ｱ) 新たに設置されたおもちゃ図書館の運営に必要な玩具やその保管設備の整備

(ｲ) 定期的に開設し、主に障がい児を対象におもちゃを多数用意し、障がい児が自由に遊ぶことができるとともに、おもちゃの貸出し等を行う施設であること。

エ　その他、上記に準ずる設備整備

18　在宅福祉サービス設備整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
市町村による在宅福祉サービスの実施に必要な設備の整備事業	在宅福祉サービス設備整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 備品購入費、需用費、委託料（データベースの整備に限る。）	1市町村当たり ・データベースの整備以外 2,100千円 ・データベースの整備 4,600千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

ア　次の設備の整備を行うものであること。

(ｱ) 給食調理設備

(ｲ) 会食用設備

(ｳ) ふとん乾燥機

(ｴ) 在宅福祉データベース

(ｵ) その他必要と認める設備

イ　この事業で整備された備品等については、目的以外の用途に使用しないこと。

19　福祉用具活用促進事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
高齢者や障がい者、福祉関係団体等からの福祉機器に対するニーズに応え、福祉機器を展示する事業	福祉用具活用促進事業の実施に必要な次に掲げる経費 備品購入費、需用費、役務費、賃金、使用料及び賃借料	1か所当たり 1,050千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

次の事業を行うものであること。

ア　事業内容

福祉機器の購入、レンタルによる常設展示及び展示会の開催（短期の試用を含む。）

イ　機器の標準形

区　分	機　器　の　種　類
自室用具・用品	1　ベッド関係 ベッド、サイドール、移動バー、ヘッドテーブル、エアーマット、クッション・床ずれ防止用パット類 2　トイレ関係 ポータブルトイレ、エアートイレ、採尿器

	3　おむつ関係 紙おむつ、おむつカバー類 4　肌着、寝巻き等関係 股われパンツ、股われパッチ、二部式寝巻き・パジャマ、じゅばん、おむつ用ズボン類
家の中用具・用品	1　移動関係 簡易移し変え機類 2　歩行器関係 歩行器類（四輪付き、折りたたみ等） 3　トイレ、フロ関係 据置トイレ、簡易担架浴槽、シャワーチェア、浴槽用にぎり棒 4　食事用エプロン関係 食事用エプロン類（個人用、テーブル用）
外出用具・用品	1　車いす、ステッキ関係 車いす、ステッキ類（四脚バランス、T型、全円型等）、つえ 2　くつ関係 リハビリ用くつ類

※　常設展示のための標準形であるので、趣旨を逸脱しない程度の削除、追加は自由。
※　各「区分」欄とそれに応じる「機器の種類」欄は、それぞれの削除、追加等の入り繰りは可能。

ウ　展示場所等

(ｱ) 常設展示は、誰でも気軽に活用できる場所にあること。

(ｲ) 福祉機器の展示等について積極的に周知を図ること。

20　自助具給付事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
在宅で長期に亘って臥床している高齢者や重度身体障がい者（児）に対し、日常生活動作を補う自助具を給付する事業	自助具給付事業の実施に必要な経費	1市町村当たり 事業区分毎に(3)のイに定める額

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

次の事業を行うものであること。

ア　自助具給付対象者

次のいずれかに該当し、所得税非課税世帯に属する者とする。

(ｱ) おおむね65歳以上の在宅で長期にわたって臥床している高齢者（以下「寝たきり老人」という。）。

(ｲ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が１級又は２級の身体障がい者（児）

イ　自助具の給付種目

給付対象とする自助具の種目は、次に定めるものとする。

区　　分	種　　目	性　能　等	単　　価
寝たきり老人・重度身体障がい者（児）	読書スタンド	寝たまま読書ができるもの	10,300 円
	ページめくり	手の不自由な高齢者及び上肢障がい	9,000 円

共通		者等が読書に使用できるもの	
	ヘルプハンド	手足の不自由な高齢者及び上肢障がい者等がものをつかむのに使用できるもの	10,500 円
	トイレ付ベッド	ベッドに便器のついたもの	258,000 円
	入浴用リフト	回転、上下移動が可能なもの	282,400 円
	洗髪器	寝たままの状態で洗髪できるもの	16,900 円
	難燃性寝具	日本防災協会に設置する防災製品認定協会において認定ﾗﾍﾞﾙの貼付がされているもの	80,000 円
	空気清浄器	室内の空気の消臭殺菌に効果のあるもの	52,500 円
	ベット用テーブル	ギャヂ・ベットで背を起こした状態のまま使用できるもの	29,500 円
	排泄環境用具	汚物処理に必要なもの（汚物流し等及び配管等関連工事一式	300,000 円
寝たきり老人	簡易和式ギャッジ	ふとんに寝たまま、上半身及び脚部が持ち上げられるものや背もたれで角度調整ができるもの	41,500 円
重度身体障がい者（児）	トイレ用トランスファーボード	車椅子から洋式便座に乗り移ることを容易にするもの	22,200 円

ウ　自助具の給付の実施

(ｱ) 自助具の給付は、給付対象者又はこの者を現に扶養する者からの申請に基づき実施するものとする。

(ｲ) 自助具の給付を受ける者又はこの者を現に扶養する者は、その負担能力に応じて、必要な自助具の購入に要する費用の一部を直接業者に支払うものとし、費用を支払う額の基準は、次に定める額とする。

世帯階層区分			基準額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0 円
B	市町村民税非課税世帯		1,100 円
C１	所得税非課税世帯	市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	2,250 円
C２		市町村民税所得割課税世帯	2,900 円

(ｳ) 市町村は、自助具の購入に要する費用から自助具の給付を受ける者又はこの者を現に扶養する者が、直接業者に支払った額を控除した額を、自助具を給付した業者に支払うものとする。

(ｴ) 市町村は、自助具の給付に当たっては、自助具の斡旋、展示、使用方法の助言等について、北海道社会福祉協議会等の関係福祉団体、補装具取扱業者及び日常生活用具取扱業者等と十分連携を図るものとする。

(ｵ) 市町村は、自助具の給付の状況を明確にするため、自助具給付状況を明らかにした台帳を整備するものとする。

(4) 交付対象経費の特例

各種目の単価に給付件数を乗じて得た額の合計額から、世帯階層区分に応じて、自助具の給付を受ける者又はこの者を現に扶養する者が負担すべき額の合計額を控除した額とする。

21　重度障がい者タクシー料金補助事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
重度障がい者（児）の生活圏拡大を容易にするため、タクシー料金の助成を行う事業	重度障がい者タクシー料金補助事業の実施に必要な経費	１市町村当たり 1,050千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

ア　身体障害者福祉法第15条第４項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が１級又は２級である障がい者(児)が、タクシーを利用するのに要する経費に対して助成するものとする。

イ　タクシー料金助成の具体的方法（チケット交付、現金給付等）及び１人当たりの助成額等については、実施主体で決定すること。

ウ　補助は、１市町村３年間とする。

(4) 交付対象経費の特例

タクシー料金補助に要する事務費（チケット作成に係る経費等）は、対象外とする。

22　精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
精神障がい者が地域活動支援センター等に通所するための交通費の助成を行う事業	精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助事業の実施に必要な経費	１市町村当たり 1,000千円

(2) 実施主体

市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。

(3) 交付対象事業

交付対象となる通所事業は次のとおりとする。

ア　地域活動支援センター

イ　障害福祉サービス事業所

ウ　精神障がい者地域生活支援センター

エ　保健所デイケア等

23　在宅介護支援センターまちかど相談所設置事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額

事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
在宅介護支援センターの機能強化を図るため、地域住民の身近なところで介護に関する相談や保健福祉サービスの最新情報の提供等の活動を実	在宅介護支援センターまちかど相談所設置事業の実施に必要な次に掲げる経費	１か所当たり 300千円

施する場を整備する事業	需用費、役務費、報償費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料	

(2) 実施主体
在宅介護支援センターが設置されている市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。
(3) 交付対象事業
次の事業を行うものであること。
ア　まちかど相談所の設置
在宅介護支援センターによる後方支援体制が確保された「在宅介護支援センターまちかど相談所」（以下「まちかど相談所」という。）を設置し、介護に関する相談を実施する。
(ｱ) 設置場所
地域住民に身近な商店街等にある薬局、福祉用具店、農協等とする。
また、設置場所には、連携を図っている在宅介護支援センターを明記した「○○在宅介護支援センターまちかど相談所」等の看板等を掲げること。
(ｲ) 相談員の設置
介護支援専門員の資格を有する者を１名配置すること。ただし、介護支援専門員の確保が困難な場合には、介護支援専門員の受験資格を有する者で、かつ市町村長が認めた者でも可とする。
なお、相談員については、「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成18年３月31日付け老発第0331003号厚生労働省老健局長通知）の別紙「老人（在宅）介護支援センターの運営について」に定める相談協力員に委嘱すること。
また、相談員に対しては、事前に在宅介護支援センターの職員が研修を行うこと。
(ｳ) 相談事業の実施
ａ　「まちかど相談所」では、要援護老人等の相談に応じる等、在宅介護支援センターの出先機関として幅広い事業を行うこと。
ｂ　「まちかど相談所」で受けた相談については、相談記録票に記録するとともに、在宅介護支援センターとの連携を図り、必要に応じて指示を受けること。
イ　在宅介護支援センターのＰＲ
市町村が在宅介護支援センター（まちかど相談所を含む。）の存在及び機能についてＰＲを行う。
(ｱ) ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
(ｲ) 市町村広報紙を使ったＰＲ等
ウ　補助は、１市町村３年間とする。

24　在宅サービス促進事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
高齢者が居宅において日常生活を継続するために必要な在宅サービスの提供体制を、市町村等が確保する取組を支援する事業	在宅サービス促進事業に従事する看護職員、介護職員、理学療法士及び作業療法士の設置に必要な次に掲げる経費 給料、報酬、賃金、共済費、諸手当	１市町村当たり ・訪問入浴介護事業 実施主体数×1,146千円 ・訪問リハビリテーション事業 実施主体数×470千円

(2) 実施主体
市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
(3) 交付対象事業
ア　介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第３項に規定する訪問入浴介護を保険給

付として提供する事業
イ　介護保険法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーションを保険給付として提供する事業
ウ　補助は、１市町村３年間とする。
(4) 交付対象経費の特例
ア　介護保険法第41条第６項の規定（同法第53条第４項の規定により準用される場合を含む。）により、市町村から支払われる当該指定居宅サービスに要した費用の額に、当該居宅要介護（又は要支援）被保険者から支払われる利用料相当額を加えた額に対して、当該総事業費に占める当該人件費の割合を乗じて得た額（以下「介護報酬相当額」という。）を除く。
イ　市町村が助成する場合においては、市町村が助成する額と当該事業者の交付対象経費から上記介護報酬相当額を除いた額とを比較して、少ない方の額を本事業の対象経費とする。

25　発達支援センター事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
発達の遅れや障がいのある子どもと家族が、日常的に適切な相談指導や療育を受けることができるよう、市町村が身近な児童発達支援事業を行う事業所や市町村単独の療育機関、子育て支援センター等を指定して発達支援センターの機能を整備する事業	発達支援センター事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、報酬、賃金、報償費、共済費、諸手当、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料	１市町村当たり ・通園児童支援 通園児童数×21,280円 ・未通園児童支援 児童数×支援月数 ×5,320円 乳幼児の支援月数は９ヶ月を上限とし、就学児の支援月数は３ヶ月を上限とする。 ・発達支援体制コーディネート　260千円

(2) 実施主体
市町村等（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
(3) 交付対象事業
次の事業を行うものであること。
ア　支援を必要とする児童のうち、指定された施設等に通園している者への事業
(ｱ) 個別の発達支援プランの策定
(ｲ) 個別の療育支援
(ｳ) 家族への相談支援等
イ　支援を必要とする児童のうち、指定された施設等に通園していない者への事業
(ｱ) 個別の発達支援プランの策定
(ｲ) 必要に応じ、家族への相談支援等
(ｳ) 関係機関担当職員への支援等
ウ　市町村内のコーディネート、体制づくり、家族支援
(ｱ) ニーズ把握やサービス調整
(ｲ) ネットワークの構築
(ｳ) 発達支援体制を整備する会議の開催等
(ｴ) 関係機関事業（乳幼児健診、就学指導委員会等）への協力
(ｵ) 発達支援関係職員への研修
(ｶ) 家族への研修等
(ｷ) 障がい児等及び家族による当事者支援の調整
(ｸ) 地域住民への啓発

26　健全育成促進設備整備事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
児童の健全育成や子育て支援を推進するために必要な設備を整備する事業	健全育成促進設備整備事業の実施に必要な次に掲げる経費 工事請負費、備品購入費、需用費	１か所当たり 1,050千円

(2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
(3) 交付対象事業
次の設備の整備を行うものであること。
ア　イベント等の開催に際して開設する臨時託児所の遊具
イ　児童の体力増強のための設備
ウ　移動児童館等の遊びの指導のための遊具等
エ　その他、上記に準ずる設備整備等

27　地域子育て総合支援センター運営事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
地域子育て支援拠点事業実施施設に住民相互の子育て支援活動の拠点機能を付加し、住民全体での子育て支援体制を強化する事業	住民相互の子育て援助活動のコーディネートの実施及び地域子育て総合支援センターの初度設備の整備に必要な次に掲げる経費 （運営費） 報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 （設備整備） 需用費、委託料、備品購入費、工事請負費	１市町村当たり （運営費） 2,500千円 （設備整備） 500千円 ２市町村以上が共同して実施する場合は、サブエリアとなる１市町村につき、運営費に次の額を加算する。 500千円

(2) 実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
ただし、会員100人相当以上のファミリーサポートセンターを設置する市町村を除く。
(3) 交付対象事業
次の事業を行うものであること。
ア　地域子育て総合支援センターの定義
地域子育て支援拠点事業実施施設を拠点として、地域のボランティア会員である「提供会員」及び託児等を依頼する「依頼会員」の募集、登録を行い、保育所の送迎や朝夕の一時預かり、日中の一時預かりなど必要が生じた場合に、提供会員を紹介し、保育サービスの提供の調整を行う場合、「地域子育て総合支援センター」と定義する。
イ　事業内容
「住民相互の子育て援助活動」のコーディネートに係る次の業務を行う。

(ｱ) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
(ｲ) 育児に関する相互援助活動の調整等
(ｳ) 会員に対する講習会の開催
(ｴ) 会員の交流を深めるための交流会の開催
(ｵ) その他の広報活動

ウ　その他
(ｱ) 実施に当たっては、２市町村以上が共同して広域的に実施することができる。
(ｲ) 補助は、１市町村３年間とする。
(ｳ) 実施に当たっては、相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

28　高齢者等の冬の生活支援事業

(1) 事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th>事業内容</th><th>交付対象経費</th><th>交付基準額</th></tr>
<tr><td>ア　老人家庭や障がい者家庭等の住宅周辺の除雪に利用するために、除雪ロータリー等を設置する事業
イ　高齢者や障がい者等で低所得の状況にある方々に、燃料費を始めとする冬期間の増嵩経費に対する支援を行う事業
ウ　住民福祉活動を展開している地域組織（町内会、自治会等）が、生活環境の厳しい冬期間においても、高齢者や障がい者等が住み慣れた家庭や地域において自立した生活を続けることができるよう、これらの方々を地域で支えるために実施する事業</td><td>高齢者等の冬の生活支援事業の実施に必要な経費（除雪ロータリー等を購入する場合は、備品購入費に限る。）</td><td>
<table>
<tr><th>人口規模</th><th>交付基準額</th></tr>
<tr><td>１万人未満</td><td>1,000千円</td></tr>
<tr><td>１万以上
３万人未満</td><td>1,200千円</td></tr>
<tr><td>３万以上
５万人未満</td><td>1,400千円</td></tr>
<tr><td>５万以上
10万人未満</td><td>1,600千円</td></tr>
<tr><td>10万人以上</td><td>2,000千円</td></tr>
</table>
人口規模は、平成24年４月１日現在のものとする。

特別豪雪地域において除雪ロータリー等を購入するに当たり、当該購入分が補助基準額を超える場合に、次の額を加算する。
400千円
</td></tr>
</table>

(2) 実施主体
ア　(1)のアの事業にあっては、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）とする。
イ　同イの事業にあっては、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
ウ　同ウの事業にあっては、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する地域組織（市町村社会福祉協議会を経由して助成するものを含む。）とする。

(3) 交付対象事業
ア　(1)のアの事業にあっては、次の事業を行うものであること。
(ｱ) 除雪ロータリー（１人操作用小型除雪機）、小型融雪機（移動可能なもの）を購入するものとする。
(ｲ) 対象世帯は、概ね65歳以上の一人暮らし老人及び寝たきり老人世帯並びに障がい者のいる世帯等で、市町村が対象と認めた世帯とする。
(ｳ) 台帳等を整備し、当該事業の対象となる世帯の住宅を常に把握するとともに、民生委員、老人福祉相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、町内会及び婦人会な

ど関係機関団体等に対して十分趣旨の徹底を図り、必要な協力を得て実施すること。
(ｴ) 除雪の必要を認めたときは、直ちに当該家庭住宅周辺について除雪を行うこと。
(ｵ) 除雪ロータリー等が、適切な管理のもとに効率的に活用されるよう配意すること。
イ　同イの事業にあっては、次の事業を行うものであること。
(ｱ) 事業内容
次の冬期間の増嵩経費に対する経済的支援を行うものであること。
a　燃料（灯油、石炭、ガス等）の購入費
b　暖房器具の購入費
c　冬用衣料等の購入費
(ｲ) 対象世帯
高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯及びこれらに準じ市町村が必要と認める世帯（父子世帯等）であって、市町村民税の非課税世帯とする（生活保護世帯は除く。）。
ウ　同ウの事業にあっては、町内会、自治会等の地域組織が、冬期間（11月から３月まで）に高齢者や障がい者等の地域生活を支援するために実施する事業に対して、市町村が助成するものとする（組織を作る経費及び組織運営のための経費は補助対象外とする。）。
(4) 交付対象経費の特例
ア　(1)のアの事業にあっては、特別豪雪地域とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項により指定を受けた市町村をいう。
イ　同イの事業にあっては、対象世帯への支給（給付）金品を補助対象とし、事務費は補助対象外とする。
ウ　同ウの事業にあっては、市町村の委託事業は補助対象外とする。

29　福祉避難所機能確保促進事業
(1)　事業内容、交付対象経費及び交付基準額
事業内容、交付対象経費及び交付基準額は、次のとおりとする。

事業内容	交付対象経費	交付基準額
市町村が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく福祉避難所となり得る様々な施設の管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するために必要とされる設備の整備、又は、当該施設における災害時要援護者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の避難生活において特別な配慮を要する者）の避難生活に必要な物資・器材の確保・備蓄等を行う事業	福祉避難所の機能確保に必要な次に掲げる経費 需用費、備品購入費	１か所当たり 1,500 千円

(2)　実施主体
市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）及び市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）が助成する者とする。
(3)　交付対象事業
次の事業を行うものであること。
ア　福祉避難所の定義
福祉避難所とは、災害救助法に基づき、災害時要援護者を収容するための特別の配慮がなされた避難所（施設）をいう。
(ｱ)　地域における身近な福祉避難所
災害時に直ちに避難できる身近な福祉避難所として、指定避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることのできる空間を確保し、専門性の高いサービスは必要としないものの、通常の指定避難所等では、避難生活に困難が生じる災害時要援護者が避難できる施設
(ｲ)　地域における拠点的な福祉避難所
障害程度の重い者など、より専門性の高いサービスを必要とする災害時要援護者で、(ｱ)の地域における身近な福祉避難所では、避難生活に困難が生じる者が避難できる施設・設備、体制等の整備された施設
イ　設備の整備及び物資・器材の確保・備蓄等に関する種目

区　　分	種　　目

1　設備の整備	①　情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板　等）
	②　その他の福祉避難所として機能するために必要と考えられる設備（発電器・充電器等を含む。）

区　　分	種　　目
2　物資・器材の確保・備蓄等	①　介護用品、衛生用品
	②　飲料水、災害時要援護者に配慮した食料（乳幼児用の粉ミルク・離乳食や嚥下障害等のための特別な対応に要するものを含む。）、毛布、タオル、下着、衣類、電池
	③　医薬品、薬剤、消毒薬
	④　洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション
	⑤　車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
	⑥　その他の福祉避難所として機能するために必要と考えられる物資・器材

第２　事業計画、交付申請及び実績報告の提出（実施要綱第７の２、第８、第11関係）

(1) 実施要綱第７の２に定める関係書類は、別記第９号様式とする。

(2) 実施要綱第８及び第11に定める関係書類は附表のとおりとする。

第３　処分を制限する財産（実施要綱第９関係）

実施要綱第９の３の(2)により財産の処分を制限する財産は、交付対象事業により、取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が１件につき50万円以上の機械及び器具とする。

附表（実施要綱　別紙２の第２）

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱　別紙２（福祉振興・介護保険基盤整備事業）関係書類一覧表

区分	市町村から総合振興局・振興局へ																												
	共通様式													別記様式														消費税別記様式	
	1	2	3	6	7	8	16	18	20	27	28	30	31	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	1	2
（1）グループホーム等整備事業	○	◎		◎	◎	◎	○	○	○	△	×	×	×	◎														○	○
（2）ヘルパーステーション整備事業	↑	◎		◎	◎	◎	↑	↑	↑	△	↑	↑	↑	◎														↑	↑
（3）デイサービスセンター等整備事業		◎		◎		◎				△				◎															
（4）介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業		◎		◎	◎	◎				△				◎															
（5）福祉環境整備促進事業		◎				◎				△				◎															
（6）福祉の家設置事業		◎			◎	◎				△				◎															
（7）福祉の店設置事業		◎		◎		◎				△				◎															
（8）民間保育施設支援事業		◎		◎		◎				△				◎															
（9）地域子育てサロン整備事業		◎		◎		◎				△				◎															
(10) 福祉車両購入事業		◎		◎											◎														
(11) ふれ愛デー推進事業			◎													◎													
(12) 高齢者・障がい者作業所等設備整備事業		◎		◎													◎												
(13) 高齢者作業所運営事業		◎														◎													
(14) 高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業		◎		◎						△							◎												
(15) 障がい者等共同利用機器購入事業		◎		◎													◎												
(16) 高齢者グループホーム運営事業		◎																◎											
(17) 障がい者介護療育等設備整備事業		◎		◎													◎												
(18) 在宅福祉サービス設備整備事業		◎		◎													◎												
(19) 福祉用具活用促進事業		◎		◎														◎											
(20) 自助具給付事業		◎		◎															◎										
(21) 重度障がい者タクシー料金補助事業		◎																		◎									
(22) 精神障がい者地域活動支援ｾﾝﾀｰ等通所交通費補助事業		◎																			◎								
(23) 在宅介護支援センターまちかど相談所設置事業		◎																				◎							
(24) 在宅サービス促進事業		◎																					◎						
(25) 発達支援センター事業		◎																						◎					
(26) 健全育成促進設備整備事業		◎		◎						△							◎												
(27) 地域子育て総合支援センター運営事業	↓	◎		◎			↓	↓	↓	△	↓	↓	↓												◎			↓	↓
(28) 高齢者等の冬の生活支援事業	○	◎		◎			○	○	○		×	×	×													◎		○	○
(29) 福祉避難所機能確保促進事業	○	◎		◎			○	○	○		×	×	×														◎	○	○

（注）１　○印は申請時、×印は実績報告時、◎印は申請及び実績報告時に必要な様式である。２　△印は、建設工事が完成した際に提出する様式である。

３　○←…→○、×←…→×等は、一枚の様式の中に、実施する全てのメニュー事業を記載してよい様式である。

４　(28)高齢者等の冬の生活支援事業の共通第６号様式は、除雪ロータリー設置の場合にのみ必要な様式である。

平成２４年度　地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）
実施要綱　別紙３

第１　小規模土地改良事業（実施要綱第３の３，第４の３，第７の３，第９の４，第11,第12関係）

１　交付対象事業

(1) 交付対象となる事業は、単年度で完了する次の事業とする。

区分	工種	事業内容
生産基盤	農業用用排水施設	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更
	暗渠排水	完全暗渠、補助暗渠、心土破砕、補水渠の新設又は変更
	農地造成	農用地の造成又は改良
	区画整理	農用地の区画形質の変更
	土層改良	客土、混層耕、除礫、床締め又は土壌改良
	農道整備	農道の新設、廃止又は変更
	営農用水	飲雑用水施設整備
防災保全	農地保全	農用地及び農業用施設の保全に必要な整備
	防災安全施設	農業集落の防災と安全に必要な施設の整備
その他	上記以外、総合振興局長が特に必要と認めるもの	

(2) 交付対象地区の採択に当たっては、次の事項のすべてを満たすものとする。
　ア　国又は道の他の補助金等の採択基準に該当しないもの。
　イ　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域内で実施されるもの。

２　交付対象経費

交付対象経費は、事業に要する次の経費とする。
(1) 純工事費
(2) 測量及び試験費
(3) 用地費及び補償費
(4) 換地費
(5) 交換分合費
(6) 工事雑費

３　事業計画に添付する関係書類

(1) 事業を実施しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別記第24号様式の採択希望計画概要書を地区ごとに作成し、総合振興局長に提出するものとする。
(2) 総合振興局長は、予算の範囲内で採択地区を決定し、交付事業者に通知するものとする。

４　土地改良法の手続

次に掲げる場合にあっては、交付事業者は土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）の手続きを履行の上、事業を実施するものとする。
(1) 土地改良区が土地改良事業を実施する場合（ただし、維持管理事業の一環として事業を実施する場合は除く。）
(2) 換地又は交換分合を実施する場合
(3) 市町村が、条例により法第96条の４において準用する法第36条第１項の規定による経費を賦課徴収する場合

５　交付の条件

(1) 財産の処分制限

ア　実施要綱第９の４の(1)のイの(ｱ)により財産の処分を制限する財産は、次のとおりとする。

(ｱ) 不動産

(ｲ) (ｱ)に掲げるものの従物

(ｳ) １件当たり50万円以上の機械及び器具

(ｴ) １件当たり50万円以上の物品

イ　交付事業者は、アに定める財産を交付金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときには、別記第25－１号様式の財産処分承認申請書を提出し、総合振興局長の承認を得るものとする。ただし、交付事業者が交付金等の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数（10年を限度とする。）を経過した場合には、この限りではない。

ウ　総合振興局長は、イについて承認又は不承認するときには、別記第25－２号様式で交付事業者に通知するものとする。

エ　交付事業者は、交付対象事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、交付対象事業により取得した残存物件（当該事業の遂行の手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件をいう。）を処分しようとするときには、別記第26－１号様式の残存物件処分承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長に承認の申請を行うものとする。

オ　総合振興局長は、エについて承認又は不承認するときには、別記第26－２号様式で交付事業者に通知するものとする。

(2) 事業着手届

実施要綱第９の４の(1)のエの(ｲ)に定める事業着手届は、別記第27号様式によるものとする。

６　実績報告に添付する関係書類

道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第28号様式の交付事業遂行計画書を添付するものとする。

７　個別事業における特例

(1) 工事の完成等

ア　交付事業者は、工事が完成したときには、速やかに北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（共通）（昭和49年４月１日告示第802号。以下「共通第○号様式」という。）第27号様式の工事完成届に関係書類を添えて、総合振興局長に提出するものとする。

イ　総合振興局長は、交付規則第13条第２項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和46年８月６日付け局総第373号副出納長通達）、農政部所管工事検査方法書（昭和46年８月６日付け改一第417号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年２月18日付け建情第686号農政部長ほか３部長通達）及び工事施行成績評定基準の設定及び北海道請負工事施行成績評定要領の運用について（平成10年２月18日付け管理第999号農政部長ほか２部長通達）を準用してこれを行うものとし、検査結果については「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年９月20日付け局総第453号副出納長通達）（以下「標準様式」という。）」に定める第12号様式で明らかにするものとする。

(2) 事業の検査

総合振興局長は、交付規則第４条の規定（実績に基づき、交付金の交付の申請があった場合に限る。）又は交付規則第15条の規定により現地調査を実施するときには、農業農村整備事業等事務検査要領（平成８年４月１日付け土指第４号農政部長通達）に準じ、別記第29号様式の事務検査調書によりこれを行うものとする。

(3) 帳簿及び書類の備付け

交付事業者は、交付規則第22条の規定により、次の帳簿及び書類を備えなければならない。

ア　法令等の許認可に関する書類

イ　交付申請書（設計図書を含む。）及び交付金交付に関する書類

ウ　契約書、承諾書、調査成果品等の事業実施に関する書類

エ　受益者の負担に関する書類

オ　会計に関する書類

カ　用地買収、補償等に関する書類

キ　財産管理台帳（総政第46号様式）、その他必要な帳簿及び書類

(4) 工事雑費

ア　工事雑費は、交付対象事業施行のため直接必要な現場事務所等の経費であって、附表に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。

また、工事雑費の額は、工事費の3.5パーセントの範囲内において必要な額とする。

イ　工事雑費での備品の購入については、次のとおり取り扱うものとする。

(ｱ) 交付事業者は、事業の実施に必要なもので１件20万円以上の備品を購入しようとするときには、別記第30-１号様式の備品購入承認申請書を提出し、総合振興局長の承認を受けるものとする。ただし、この場合には、大蔵省令に基づき計算した償却額を損料として交付対象とし、各年度の交付対象経費は交付対象事業に要した月数分とする。

> 各年度の交付対象経費＝各年度の損料×交付対象事業に要した月数／12
> ただし、交付対象事業の着手日及び完了日が月の途中である場合には、それぞれ１か月として切り上げるものとする。

(ｲ) 総合振興局長は、(ｱ)において承認又は不承認するときには、別記第30-２号様式で交付事業者に通知するものとする。

(ｳ) 交付事業者は、総合振興局長の承認のあった備品を購入したときには、速やかに別記第30-３号様式の損料報告書により報告するものとする。

なお、損料の計算方法は、交付事業者が次の定率法又は定額法のいずれかを選択するものとし、償却率及び残存価格は大蔵省令の定めるところによるものとする。

> a　定率法
> (a) 初年度
> 取得価格×償却率
> (b) 次年度以降
> (取得価格－前年までの償却額累計)
> ×償却率

> b　定額法
> (取得価格－残存価格)
> ×償却率

ウ　イの(ｲ)で承認を受けた交付事業者は、次年度以降において、当該備品を他の農業農村整備事業又は地域づくり推進事業（地域産業基盤整備事業・小規模土地改良事業）の他地区における交付対象経費に変更する場合には、別記第30-４号様式の備品に関する交付対象地区変更承認申請書を提出して総合振興局長の承認を受けるものとする。

エ　総合振興局長は、ウを承認又は不承認するときには、別記第30-５号様式で交付事業者に通知するものとする。

第２　小規模林道整備事業（実施要綱第３の３，第４の３，第５の３，第７の３，第８，第９の４，第12関係）

１　交付対象事業及び交付対象者

交付金の交付の対象となる事業の区分及び対象となる者は、次のとおりとする。

区分（交付対象事業）			交付対象者
小規模林業地域整備事業	経営林道整備事業		市町村、森林組合
	山村活性化小規模基盤整備事業		市町村
	林道周辺環境整備事業	林道周辺整備事業	市町村、森林組合
		環境改良事業	市町村、森林組合
生産林道整備事業			市町村、森林組合

２　交付対象経費

交付対象経費は、事業に要する次の経費とする。

(1) 小規模林業地域整備事業

ア　経営林道整備事業

経営林道（利用区域30ヘクタール以上で、林道規程（昭和48年４月１日付け48林野道第107号林野庁長官通知）による自動車道の規格・構造を有するもの）の開設又は改良に要する経費（本工事費、測量及び試験費、用地費、補償費、工事雑費、事務雑費）

イ　山村活性化小規模基盤整備事業

小規模な生活環境や保健休養施設の整備に要する経費（本工事費、測量及び試験費、用地費、補償費、工事雑費、事務雑費）

ウ　林道周辺環境整備事業

森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良に要する経費（本工事費、工事雑費、事務雑費）で、次に該当するもの

(ｱ) 林道周辺整備事業

既設林道の安全通行確保を目的とした施設整備

(ｲ) 環境改良事業

間伐材の利用普及等を目的とした既設林道の工作物（木製土留、木柵等）の改良

(2) 生産林道整備事業

生産林道の整備に要する経費（本工事費、工事雑費、事務雑費）で、利用区域において５年以内に次のうちいずれか１つ以上の施業の計画があるもの

ア　伐採量　1,000立方メートル以上

イ　人工造林面積　　10ヘクタール以上

ウ　人工林間伐面積　10ヘクタール以上

エ　延べ保育面積　　50ヘクタール以上

３　交付金の限度額

実施要綱第５の３の(1)に定める交付金の限度額は、次のとおりとする。

交付金の交付の対象となる事業			交付金の額		
			上限額	下限額	
				市町村実施	森林組合実施
小規模林業地域整備事業	経営林道整備事業		－	500万円	10万円
	山村活性化小規模基盤整備事業		－	500万円	－
	林道周辺環境整備事業	林道周辺整備事業	1,200万円	500万円	10万円
		環境改良事業	100万円	50万円	10万円
生産林道整備事業			－	500万円	10万円

４　事業計画に添付する関係書類

(1) 交付申請者は、別記第31号様式の事業計画概要書を１部作成の上、別に指示する日までに総合振興局長に提出するものとする。

なお、森林組合が事業実施者である場合は、事業実施予定箇所の市町村長を経由して提出するものとする。

(2) 小規模林業地域整備事業を実施しようとする者は、次の書類を別に指示する日までに総合振興局長に提出するものとする。

ア　計画路線実態調書又は計画施設実態調書

イ　計画路線写真帳又は計画施設写真帳

ウ　位置図（縮尺５万分の１）

エ　森林施業図（縮尺５千分の１）

オ　計画路線全体計画書

カ　土地使用承諾書の写し

キ　林道台帳の写し

ク　その他総合振興局長が指示する書類

(3) 生産林道整備事業を実施しようとする者は、次の書類を別に指示する日までに総合振興局長に提出するものとする。

ア　生産林道整備事業予定計画書（別記第32号様式）

イ　位置図（縮尺５万分の１）

ウ　森林施業図（縮尺５千分の１）
エ　その他総合振興局長が指示する書類

(4) 総合振興局長は、計画の適否及び予算の配分状況を勘案の上、交付金の対象とする事業を採択し、交付申請者に交付の内示を行うものとする。

この場合において、交付申請者が森林組合である場合は、総合振興局長は採択事業の実施予定箇所の市町村長あてに、この内示の写しを添えて通知するものとする。

５　交付申請書に添付する関係書類

(1) 事業告示に定める維持管理規程又はその案には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 目的又は趣旨
イ 管理の責任者に関すること
ウ 林道台帳の整備、内容変更の記録等に関すること
エ 積載量、運行速度、一時使用禁止等利用制限に関すること
オ 構造物の破損等損害賠償に関すること
カ 使用料を徴収する場合の徴収額の基準等に関すること
キ 標柱、指導標、警戒標等の設置に関すること

(2) 交付申請者は、次により作成した実施設計書及び図面を交付申請書に１部添付するものとする。

ア　小規模林業地域整備事業に係る設計図書の作成に当たっては、知事の定める労務費資材単価並びに歩掛及び林道事業設計指針に基づいて行うものとする。
イ　生産林道整備事業に係る設計図書の作成に当たっては、「造林事業に付帯する作業道等実施基準」（平成 18 年４月 19 日付け森整第 98 号）に基づいて行うものとする。

６　交付の条件

(1) 財産の処分制限

実施要綱第９の４の(2)のイの(ｱ)により財産の処分を制限する財産は、次のとおりとする。

ア　不動産
イ　アに掲げるものの従物
ウ　１件当たり50万円以上の機械及び器具

(2) 事業着手届

実施要綱第９の４の(2)のエに定める事業着手届は、別記第33号様式によるものとする。

７　個別事業における特例

(1) 工事の完成等

ア　交付事業者は、工事が完成したときには、速やかに共通第27号様式の工事完成届に次の書類を添えて総合振興局長に提出するものとする。
(ｱ) 工事完成検査調書の写し
(ｲ)　完成設計図書
イ　総合振興局長は、アの規定による工事完成届を受理したときは、北海道水産林務部請負工事検査方法書の制定について（平成15年5月16日付け水林総第683号水産林務部長通達）に準じ、工事完成検査を行うものとする。

(2) 財産の維持管理

ア　小規模林業地域整備事業により取得した林道又は施設の維持管理については原則として交付事業者が管理方法を定め、自ら管理しなければならない。ただし、当該林道又は施設の管理を他の市町村又は森林組合若しくは北海道森林組合連合会に委ねることが適当であるときにはこの限りではない。
イ　アのただし書の場合にあっては、交付事業者は次の書類を添付して総合振興局長に報告するものとする。
(ｱ) 変更理由書
(ｲ) 指定した管理者の同意書
(ｳ) 指定した管理者の維持管理規定又はその案
ウ　小規模林業地域整備事業により取得した林道又は施設の管理者は、別に定める林道台帳等を整備し、永久に保存するものとする。

なお、記載事項に異動が生じた場合には、その状況、経過を明示しておくものとする。

エ　生産林道整備事業により取得した生産林道は、交付事業者が善良な管理者としての注意をもって管理するとともに、別記第34号様式の生産林道整理簿を整備し、５年間保存するものとする。

第３　小規模治山事業（実施要綱第３の３，第４の３，第７の３，第９の４，第12関係）

１　交付対象事業等

(1) 交付金の交付の対象となる事業は、１箇所の事業費が1,000万円以上の小規模荒廃地復旧工事であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア　人家、道路に被害を与え、又は与えると認められるもの

イ　農地２ha未満に被害を与え、又は与えると認められるもの

(2) 次のいずれかに該当する場合にあっては、採択しないものとする。

ア　森林経営上の不当行為に起因するもの

イ　鉱石又は土石の採取、捨土、土地造成等明らかに人為的な原因に基づくものであって、その責任が明らかなもの

ウ　工事の費用に比して、その経済効果の著しく小さいもの

エ　明らかに、他の事業において維持管理する必要のあるもの

２　交付対象経費

交付対象経費は、事業に要する次の経費とする。

なお、それぞれの経費については、委託費、工事雑費、事務雑費を含めるものとする。

(1) 山腹工事

小規模な崩壊箇所や崩壊の兆しがある箇所に施行する土留工、法切工等に要する経費

(2) 渓間工事

渓流からの土砂流出を抑制するためのダム工、流路工等に要する経費

(3) 森林整備工事

荒廃した林地を復旧するための植栽工、保育等に要する経費

３　事業計画に添付する関係書類

(1) 市町村長が交付金の交付を受けようとするときは、別に指示する日まで、別記第35号様式の地域づくり推進事業（地域産業基盤整備事業・小規模治山事業）計画書を作成し、総合振興局長に提出するものとする。

(2) 総合振興局長は、(1)の事業計画書を受理したときは、その計画内容について審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(3) 総合振興局長は、交付金の交付が適当と認める場合、当該交付事業に係る交付予定額等を交付事業者に内示するものとする。

４　交付の条件

(1) 財産の処分制限

実施要綱第９の４の(3)のイにより財産の処分を制限する財産は、次のとおりとする。

ア　営繕施設

イ　車両

ウ　１件当たり50万円以上の機械及び器具

(2) 事業着手届

実施要綱第９の４の(3)のエの(ｱ)に定める事業着手届は、別記第36号様式によるものとする。

(3) 標識の設置

実施要綱第９の４の(3)のエの(ｲ)の標識は、次の事項を記載するものとし、交付対象事業により実施した工事目的物の見やすい場所に表示するものとする。

ア 事業名（交付金により実施している事業であることを明示すること。）

イ 市町村名

ウ 注意事項等

５　個別事業における特例

(1) 工事の完成等

ア　交付事業者は、工事が完成したときには、速やかに共通第27号様式の工事完成届に関係書類を添えて総合振興局長に提出するものとする。

イ　総合振興局長は、(1)の規定による工事完成届を受理したときは、北海道水産林務部請負工事検査方法書の制定について（平成15年5月16日付け水林総第683号水産林務部長通達）に準じ、工事完成検査を行うものとする。

(2) 設計及び積算

ア　交付事業の設計については、災害の原因、崩壊地の状況、地形、地質等を詳細に検討し、治山技術基準（昭和46年３月27日付け46林野治第648号）に基づき行うものとする。

イ　事業費の積算は、森林整備事業設計積算要領（平成12年３月31日付け12林野治第138号）により行い、工事雑費及び事務雑費の積算はそれぞれ次によるものとする。

(ｱ) 工事雑費

工事費（工事雑費を除く。）に1,000分の15を乗じて得た額の範囲内とする。

(ｲ) 事務雑費

工事費に1,000分の30を乗じて得た額の範囲内とする。

(3) 帳簿及び書類

ア　交付事業者は、次に掲げる帳簿及び書類を備えるものとする。

(ｱ) 収入及び支出を記載した書類及び帳簿

(ｲ) 物品購入簿及び受払簿

(ｳ) 使役簿

(ｴ) 工事の実施状況写真

(ｵ) 工事監督員記録簿

(ｶ) 事業台帳（別記第37号様式）

(ｷ) 営繕施設簿（別記第38号様式）（該当する場合のみ必要とする。）

(ｸ) 機械器具簿（別記第39号様式）（該当する場合のみ必要とする。）

(ｹ) その他事業の施工上、必要な書類

イ　交付事業者は、当該交付事業が完了した後、速やかに当該年度に係るアの(ｶ)～(ｸ)のそれぞれの帳簿の写しを総合振興局長に提出しなければならない。

(4) 施設の維持管理

ア　交付事業者は、当該交付事業によって設置された施設がその目的に従って維持され、かつ、機能を発揮するよう当該施設の管理方法を定め、その施設を管理するものとする。

イ　交付事業者は、アの施設が、災害その他の事由によってき損、又は滅失したときは、総合振興局長に、その状況又はそれに対して措置した内容等を遅滞なく報告するものとする。

ウ　総合振興局長は、前項の報告があったときは、速やかに現地調査を行い、必要に応じ、その内容について「民有林治山事業関係災害報告の取り扱い方針について」（平成３年２月27日付け治山第1271号）に準じて知事に報告するとともに、その対策について協議するものとする。

附表（実施要綱別紙３　第１の７関係）

工　事　雑　費　使　途　基　準

区　　分	説　　明
報　　酬	用地買収、土地物件等の評価及び登記の事務を処理するための報酬とする。
賃　　金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員）に対する賃金とする。
共　済　費 社 会 保 険 料	 前項の区分から賃金が支弁される者に対する事業主負担の保険料とする。
報　償　費	用地買収及び補償における立会人の謝金等とする。
需　用　費 消　耗　品　費 燃　　料　　費 印 刷 製 本 費 光　熱　水　料 修　　繕　　料	 各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他の消耗品費とする。 庁用燃料、自動車等の燃料費とする。 図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。 電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料とする。 庁用器具類、自動車等の修繕料とする。
役　務　費 通 信 運 搬 費 広　　告　　料 手　　数　　料 筆 耕 翻 訳 料 自 動 車 損 害 保　　険　　料	 郵便料、電信電話料、運搬費等とする。 用地買収交渉、補償交渉等事業遂行上特に必要と認められる場合の広告料とする。 土地等の鑑定料、登記手数料及び計器検査手数料とする。 設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。 自動車損害賠償責任保険の保険料とする。
委　託　料	測量、設計、登記事務等の委託料とする。
使用料及び賃借料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料とする。
備品購入費 庁 用 器 具 費 機 械 器 具 費	 庁用器具類の購入費とする。 自動車（乗用車を除く。）等の購入費とする。
公　課　費 自 動 車 重 量 税	 交付事業で取得した自動車（乗用車を除く。）に限るものとする。

平成２４年度　地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）
実施要綱　別紙４

エゾシカ緊急対策事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第３の４、第４の４、第５の４、第６の３関係）

１ 対象事業	市町村が策定する「鳥獣被害防止計画」（以下「計画」という。）に基づき、市町村又はエゾシカ捕獲等を目的とした協議会等が実施するエゾシカ捕獲事業であって、平成 24 年４月１日から平成 25 年３月 31 日の間に着手、完了した事業（計画の未策定の市町村にあっては、平成 24 年 12 月 31 日までに計画を策定する場合は対象とする。）を交付対象とする。 ただし、農林水産省鳥獣被害防止総合対策交付金等の国の交付金等の交付を受ける事業については、原則として交付の対象外とする。
２ 対象経費	（１）賃金（捕獲事業に従事するものに限る。） （２）報償費（ガイドハンター手当のほか、捕獲奨励金は市町村が定めている額を限度とする。） （３）委託料（猟友会への駆除契約） （４）使用料（スノーモービル、無線機借上等） （５）車輌燃料費（対象鳥獣捕獲員の捕獲従事用等） （６）残滓ステーション購入費 （７）くくりわな購入費 （８）技術講習会経費（くくりわなに関する講師謝金、旅費に限る。） （９）捕獲物処理費（くくりわなに係る止めさしに限る。） (10) 残滓運搬料 (11) 残滓処理料 (12) 既設囲いわなの移設に係る経費 (13) その他総合振興局長が特に必要と認める経費
３ 上限額	当該年度に要した交付対象経費の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額
４ 交付金額	次の(1)と(2)により算定した額の合計額に２分の１を乗じて得た額 (1) 基本交付額 （「平成24年度捕獲目標数」×「環境生活部長が別に定める単価」×0.2） (2) 追加交付額 （「平成24年度捕獲数」－「平成22年度当初捕獲目標数」）×「環境生活部長が別に定める単価」 ただし、「平成24年度捕獲目標数」とは、平成24年度の市町村予算（一般財源に限る。）により捕獲を予定するエゾシカの頭数、「平成24年度捕獲数」とはその捕獲実績数をいい、「平成22年度当初捕獲目標数」とは、平成22年度に市町村予算（一般財源に限る。また、平成22年度に道の捕獲に係る交付金を受けた場合は、交付金を受ける前までの補正予算を含む一般財源）により捕獲を予定していたエゾシカの頭数をいう。